第四十回国会 参議院農林水産委員会会議録第六号

昭和三十七年二月十三日（火曜日）
午前十時三十八分開会

出席者は左の通り。

委員長	梶原　茂嘉君
理事	石谷　憲男君
	安田　敏雄君
委員	青田源太郎君
	植垣弥一郎君
	岡村文四郎君
	柴田　栄君
	温水　三郎君
	藤野　繁雄君
	小笠原二三男君
	大森　創造君
	木下　友敬君
	戸叶　武君
	天田　勝正君
政府委員	
農林政務次官	中野　文門君
農林省農林経済局長	坂村　吉正君
農林省農地局長	庄野五一郎君
林野庁長官	吉村　清英君
事務局側	
常任委員会専門員	安楽城敏男君

本日の会議に付した案件

○森林法の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）

○開拓融資保証法の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）

○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）

○委員長（梶原茂嘉君）　ただいまより農林水産委員会を開会いたします。

森林法の一部を改正する法律案（閣法第八九号、予備審査）を議題といたします。

本案は、昨十二日予備審査のため本委員会に付託されました。それではまず本案の提案理由の説明を聞くこととといたします。

○政府委員（中野文門君）　森林法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

現行森林法が昭和二十六年に制定されて以来、すでに満十年余を経過したのでありますが、この間におけるわが国の林業ないし森林の状況は相当大きく変化いたしております。

森林資源の状況について見ますと、造林事業は年々着実に推進されておりまして、人工造林地面積は、すでに民有林総面積の三〇％以上に達しており、今後もなお確実に拡大していくことが予想されております。また、森林資源の保続上最も憂慮すべき幼齢林の伐採も、過去における伐採許可制度運用の実績から見ますと、さほど心配する必要はないように判断されるのであります。これらのことは、奥地林の開発による老齢林の伐採や、林種転換の促進等に対する国の積極的施策と相待って森林所有者が合理的な施業を行なう傾向が強くなってきたことの現われであります。

一方、最近における経済の成長発展とともに、木材に対する需要は増大の一途をたどっており、また、需要構造も変化して参っているのでありまして、この変化に対応するためには、林業生産を積極的に増大するとともに、需要に対し供給を弾力的に対応せしめていくことがますます必要となっているのであります。このような林業の動向ないしに森林資源の状況を考慮いたしますと、今後の森林資源対策の方向としては、立木の伐採について法的な制限を加えるという消極的な対策よりは、国が強力な指導援助を行なって森林所有者の林業経営意識をさらに高めることに努め、その自発的意欲によって、積極的に森林資源を造成していくほうが望ましいと考えられるのであります。したがって、このためには、林業生産の長期性にかんがみ、林産物の需給等に関する長期の見通しを立て、これに即して全国森林計画、地域森林計画を立てることとする等、森林施業の基本となる森林計画制度を改善し、一般の森林についての画一的伐採許可制度を廃止して、弾力的な諸施策のための体制の整備をはかる必要があるのであります。

また、以上のように一般の森林についての伐採許可制度が廃止せられることと及び奥地の開発もますます進行することを考えますと、保安施設制度は、これまで以上に国土保全の上で重要な使命を負わされることとなります。したがいまして、保安施設制度につきましても、保安林等が常にその指定の目的に即して機能することを確保するため、所要の改正を行う必要があるのであります。

以上が、この法案を提案した理由でありますが、次に、この法案の主要な内容につきまして御説明いたします。

第一は、森林計画制度及び伐採許可制度に関する改正であります。すなわち、現行の森林基本計画、森林区施業計画、森林区実施計画を廃止するとともに、保安林等を除く一般の民有林についての伐採許可制度を廃止し、かわりに、農林大臣は重要な林産物の需要及び供給並びに森林資源の状況に関する長期の見通しを立てるとともに、これに即して全国森林計画を立てることとし、都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、地域森林計画を立てることといたしました。森林所有者等は、この地域森林計画に従って施業することを旨としなければならないものとし、森林所有者等がその森林の施業について地域森林計画を順守していない場合は、都道府県知事は必要な勧告をすることができることといたしました。なお、森林の施業に関する指導を行なう必要から、森林所有者等は、立木を伐採する場合には、あらかじめ、伐採の届出書を都道府県知事に提出しなければならないことにいたしております。

第二は、保安施設に関する制度についての改正であります。その主要点の第一点といたしましては、従来、森林区施業計画及び森林区実施計画において示しておりました保安林等の施業要件を、その指定の際に、あらかじめ森林所有者に明示する仕組みにすることにいたすとともに、その立木の伐採について都道府県知事が許可をする場合には、その指定施業要件に定めるところに従ってこれを行なうことにいたしました。

第二点といたしましては、保安林における植栽の義務を明確化し、保安林の所有者は、指定施業要件に従って伐採跡地に植栽しなければならないものとするとともに、植栽をしない場合には、都道府県知事は指定施業要件に従って植栽をすべき旨を命ずることができることにいたしました。

第三点は、保安林が常にその指定の目的に即して機能することを確保するため、農林大臣及び都道府県知事が適切な措置をとるように努めなければならない旨の規定を設けることといたしたことであります。

なお、以上の改正に伴って必要となる経過措置を講じ、また、関係法律の規定を整備することといたしております。

森林法の一部を改正する法律案の提案の理由及び主要な内容は、おおむね以上のとおりでございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さ

いますようお願い申し上げる次第であります。

○委員長（梶原茂嘉君）　以上で、提案の理由の説明を終わったのであります。

本案につきましては、本日はこの程度にいたしたいと思います。

○委員長（梶原茂嘉君）　開拓融資保証法の一部を改正する法律案（閣法第三号、予備審査）を議題といたします。

本案につきましては、去る二日提案理由の説明を聴取いたしております。

それでは、まず、本案の補足説明及び資料につきまして説明を聞くことといたします。

○小笠原二三男君　議事進行です。政務次官お見えになっているので、理事会でもお話し合いになっているかとも思うのですが、ちょっとお尋ねしたいことは、どんどん法律案が予備審査でこっちへ、当委員会にかけるようですが、衆議院のほうの本審査と参議院のほうの予備審査といろいろ勘案して、この国会は会期延長等が自由に行なわれない国会のようですが、農林省から出そうとする法案の全体の計画の中で参議院先議にする法案はない。全部衆議院先議で、この農林関係の法律案を消化するというお考えなのですか。この予備審査、本審査の関係で、衆参両院どういうふうに振り当てて農林関係の法律案を出すのですか。補足的に申しますが、私たちとしては予備審査段階では審査はしたくない。われわれ野党は本審査にならなければ出てくる人もほんとうに出てくるわけでもなし、おくれますよ。

○政府委員（中野文門君）　ごもっともなお尋ねでございますが、現在までのところ予算に関係のある法律案のみが今日まで国会に出ておりまして、したがって、先議、後議の関係は、御案内のように予算に関係のある法律案でございますので、衆議院が先議になって、こちらのほうが予備審査という段階になっております。予算に関係のない法律案の衆参両院いずれを先議とすべきかということにつきましては、それぞれ省内で検討いたしまして、手続をいたしたい、かように存じております。御了承を願います。

○小笠原二三男君　それで、これは理事さんの方がおっしゃれば一番適当かと思うのですが、そういうことを農林省のほうでも慎重にお考えにならぬと取りこぼしが出てきますよ。前もってこれは御注意申し上げる。もう少し慎重に、参議院の本審査になれるような法案はなるべく参議院側に回わして片づけて行くという方法がいいのじゃないですか。われわれは予備審査には熱を入れたくないのですね。恒例によって本審査の段階にならなければちょっと……。

○政府委員（中野文門君）　ごもっともでございまして、農林省に関する限りにおきましては、予算に関係のない法律案はなるべく参議院先議に持って行きたいというふうに工夫をいたしております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（梶原茂嘉君）　小笠原さんいいですか……。では。

○政府委員（庄野五一郎君）　先般、開拓融資保証法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして政務次官から御説明申し上げた次第でございますが、今回は補足説明につきまして私から御説明申し上げたいと存じます。今ほどお手元にお配りいたしまして開拓融資保証法の一部を改正する法律案提案理由補足説明書というのがございますが、それにつきまして御説明申し上げます。

今国会に提出いたしました開拓融資保証法の一部を改正する法律案について、若干補足説明を申し上げます。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案の趣旨につきましては、先般の提案理由説明で御説明いたしましたとおりでございますが、戦後開拓地に入植して現在農業経営を営んでいる農家は、約十四万八千戸でございまして、これら農家の開墾面積は、約三十四万七千町歩に達しております。なお増反者の開墾面積を加えますと、開拓地における耕地面積は約五十万町歩になっております。これは日本全国の耕地面積の約一割弱に相当するもので、開拓地における営農も年々進展をみせておに、特に果樹、畜産物を中心とする生産の増加となって現われております。ちなみに三十五年度の粗生産総額は約四百七十六億円で、四、五年と比較いたしますと年間一〇%をこえる伸び率を示しておりまして、また、乳牛の飼育頭数も成牛、子牛合わせて十万頭をこえるまでになっております。このような営農の進展に伴いまして、開拓者の経営資金に対する需要も、年々増加して参っておる次第でございます。

ところで、開拓者が必要とする営農資金のうち、農舎、畜舎その他の施設、農具、大家畜等の基本的な装備につきましては、開拓者資金融通法による基本営農資金または振興対策資金及び農林漁業金融公庫資金を融通することといたしておりますし、肥料、飼料、農薬、中小家畜など短期、中期の経営資金につきましては、開拓融資保証法により、開拓農協が系統金融機関から借り入れる資金につきまして、債務保証を行なって参りましたが、さらに昭和三十六年度からは、乳牛導入資金をも開拓融資保証制度の対象といたしまして、開拓者に対する経営資金の融通の円滑を期しております。

開拓融資保証制度の仕組みは、開拓農協が開拓者に経営資金を貸し付けるのに必要な資金を系統機関から借り入れた場合の債務を、地方保証協会が保証いたしまして、中央保証協会が地方保証協会の保証債務をさらに保証することになっておりますが、中央保証協会の基金の大半は政府の出資金によっておりまして、昭和二十八年度に開拓融資保証制度が発足いたしまして以来、政府の出資金も年々増額され、現在中央保証協会の基金六億四千五百六十二万円のうち、政府の出資金は五億四千万円になっております。しかし、前述しましたように、開拓者の経営資金に対する需要が増大して参りまして、中央保証協会の現在の基金による保証ワクでは十分な融資ができませんので、昭和三十七年度において、中央保証協会に対する政府の出資金をさらに三千万増額して、中央保証協会の基金を六億七千五百六十二万円といたしまして、保証ワクを拡大して経営資金の融通を一段と拡充して参りたいと考えているものであります。

なおこの際、開拓営農振興審議会の審議経過及び昭和三十七年度開拓関係予算要求の概要につきまして、ごく簡単にあわせて御報告申し上げたいのであります。審議会は、昭和三十五年八月以来、小委員会も含めて前後三十四回の会議を開催して、㈠既入植者に対する営農振興対策の改善に関する方策、㈡開拓事業の今後の基本的方向及びその実施の方策につき審議を重ねた結果、昭和三十六年十一月十四日に、最終的な答申をいただいた次第でございます。

答申は、開拓事業の意義と今後の開拓のあり方に関する部分と既入植者営農振興対策に関する部分とに分かれておりますが、まず開拓事業の意義につきましては、畜産の伸張に伴う飼料消費の増大等により、国内資源の開発は、今後ともゆるがせにできないこと、農業構造改善の根幹である生産基盤の拡大にとって、開拓の持つ使命は重大であること、及び開拓は農業構造改善の先達としての任務をもになうものであること等が指摘されております。

今後の開拓のあり方については、昭和三十六年度から農林省が実施している開拓パイロット事業も、既農村に近接した未利用地の開発方式としては一の適切な方法であるが、大規模の奥地未利用地の開発方式としては、不十分であるから、必要があれば国がより積極的な立場で開発を進めるべきであるとされております。

次に、既入植者の営農振興対策につきましては、開拓農家の実態に応じてそれぞれ適切な施策を講ずることとし、特に今後営農の確立が期待できる農家に対しては、開拓者の自立精神を根本としつつ、政府も必要な限度においては、思い切った措置を講じ、近傍の

中庸程度の農家並みに達することを目標に、建設工事、資金融通等の施策を短期間に完了することを目途に実施すべきであるとされております。なお、開拓金融については、必要資金量の確保、金融方式の改善に努めるほか、旧債が負担になっている農家に対しては、その履行条件を緩和する措置を講じ、また開拓者団体についても、開拓農協のほか、一般の総合農協及び市町村等も活用して、振興施策が弧立した施策にならないよう、配慮すべきであるとされております。

政府といたしましては、今後答申の趣旨を尊重いたしまして、開拓営農振興対策の改善方策を慎重に検討して参りたいと考えておりますが、さしあたり昭和三十七年度におきましては、予備的な調査、全国二百地区についてのテスト的な新計画の樹立審査等を実施して検討を進めて参る所存であります。

次に、開拓関係予算要求の概要について申し上げますが、国費総計で百三十八億六千八百万円要求しておりまして、前年度の百十四億六千三百万円に対しまして二十四億五百万円の増となっております。

建設工事等の公共事業予算は、百二十三億四千九百万円で、前年度の九十九億三千九百万円に対しまして、二十四億一千万円の増となっております。このうち振興対策分は九十三億九千二百万円で、前年度の七十七億二千万円に対しまして十六億七千二百万の増となっておりまして、特に建設工事、入植施設等の促進をはかることとし、開拓地改良工事につきまして対前年度五五%増、電気施設につきまして二三%増、飲用水施設につきまして二八%増の予算をそれぞれ要求いたしておりますほか、小団地補助工事により建設いたしました道路の補修に対しましても、振興地区については新たに補助金を交付することとしております。

次に、非公共事業予算は十五億一千九百万円で、前年度の十五億二千三百万円に対して、四百万円の減となっておりますが、このうち振興対策分は十二億百万円で、前年度の十一億七千六百万円に対しまして二千五百万円の増になっております。振興対策につきましては、過剰入植地対策といたしまして前年同様一千戸の移転を予定しておりますほか、営農指導の充実、開拓農協に対する指導助成、零細農協の事務処理合理化のための合同事務所の増設等を実施することといたしておりますが、さらに開拓営農振興審議会の答申をいただいておりますので、その趣旨を尊重いたしまして、振興対策の改善方策を検討することといたしまして、さしあたり三十七年度は、約千三百万円の予算で予備的調査等を実施することといたしております。

最後に、財政投融資につきましては、開拓者資金融通特別会計の貸付金及び農林漁業金融公庫資金を合わせまして、四十七億九千二百万円を要求いたしております。このうち振興農家に貸し付ける振興対策資金につきましては、二十六億五千八百万円、前年度は二十五億五千七百万円でございます。それを計上して不振農家の営農振興を促進することとし、このほか二十九年度から三十二年度までに入植いたしました、いわゆる谷間農家に貸し付けます営農促進資金一億円、前年同様でございます。それから災害対策資金一億円、前年度同様、一億円等を計上しております。

以上が開拓融資保証法の一部を改正する法律案につきましての補足説明でございます。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

次に、お手元に配付いたしました資料につきまして簡単に御説明いたしたいと思います。

まず、開拓融資保証法の一部を改正する法律案関係資料というのがございます。これは法律案でございまして、法律案は、開拓融資保証法の第五条の第二項の、政府出資が五億四千万円を五億七千万円に改める。こういう資料でございます。それに関係いたしまする資料と、先般、政務次官から御説明いたしました提案理由の説明書、それからその要綱、新旧対照表がございます。それが法律に関する資料でございます。

そのほかにもう一つ、開拓融資保証法の一部を改正する法律案参考資料というのがお手元に、数字が入りまして、横とじのものが御配布申し上げてある次第でございますが、それの一枚目でございますが、第一が開拓融資保証制度の概要でございまして、いわゆる開拓融資保証制度の制度の趣旨と、それから制度の仕組というものが書いてございます。

制度の趣旨は、御承知のとおり、ただいま御説明申し上げました開拓者が必要とする農業経営に必要な短期または中期の資金の資金確保の円滑化を期するための制度であるということが書いてございます。

それから制度の仕組みは、中央に中央開拓融資保証協会、それから地方に地方開拓融資保証協会、これは都道府県別に設立されております。それに開拓農協あるいは開拓農協の県開連が会員として入っておるわけでございまして、開拓者並びに開拓農協が地方開拓融資保証協会に基金を積みまして、その基金の六倍に相当する保証をつけて、中、短期の経営資金を農林中金から借り入れるということに相なるわけでございます。その制度の仕組みが書いてございまして、保証限度は、地方保証協会、中央保証協会ともに、積み立てます基金の六倍とするというのが、保証の仕組みのところに書いてございます。

それから二枚目が保証制度の実際に運用いたしまする仕組みでございまして、一番上に地方保証協会、これが各都道府県ごとに設立されております。県と、それから県開連、あるいは開拓農協というものから基金の出資が、それぞれ、県から半分、それから開拓関係から半分というものが地方保証協会の基金の内訳になっておるわけでございます。地方保証協会に対しまして中央保証協会が全国一本であるわけでございます。この中央保証協会には政府が出資をして、その政府の出資の三十七年度における分が三千万円増加する。これを、今、法律改正で御審議をお願いしておるわけでございます。

それで、中央保証協会と地方保証協会がありまして、指定金融機関というのは、その真中に農林中金が指定金融機関になっておりまして、中金から県開連を通じて開拓者が開拓農協を通じて経営資金の中、短期の金を借りる場合に、地方保証協会が保証する、黒い実線で「保証」と書いてございますが、保証いたしまして、その地方保証協会が保証いたしますと、その保証に対しまして中央保証協会が自動的に再保証する。こういうふうな仕組みになっております。これが図解したものでございます。

それから、三枚目でございますが、「保証に係る借入資金の種類及び貸付条件」でございますが、資金の種類は1から12までございます。肥料購入資金と、えさと、農薬と、こういうのが大体短期資金でございます。

それから四番目に種苗購入資金がございますが、種苗も野菜の種といったようなものは短期になりますが、果樹の苗といったようなものは中期資金の三年の方に入ると思います。

それから農機具購入資金、家畜及び家禽の購入資金、それから育苗資材及びビニール・ハウス用資材購入資金、こういったものは大体中期資金に相なっております。中期資金は三年以内のものと五年以内のもの、五年以内のものは乳牛だけが五年以内で、あとの中期資金は大体三年以内、こういうことになっております。8の、「薬工品等調整及び包装資材購入資金」、9の、「農作物の管理収かくに要する雇傭労賃にあてる資金」、それから10の、「農産物の加工及び販売に必要な事業資金」、11の、「農業用光熱費及び動力費にあてる資金」、それから12の、「農機具の賃借料にあてる資金」、これはいずれも営農短期資金に入っております。

大体1、2、3、4の一部というのが短期資金、それから8、9、10、11、12というのが短期資金で、4の一部と

5、6、7といったのが中期資金でございまして、大体三年以内、ただ、乳牛を買う場合の購入資金については五年以内、こういうことになっております。

貸付方法は、短期以内のものは手形貸付になりますし、中期以後のものは証書貸付になっておりまして、それに対する保証、こういうことになっております。

それから金利でございますが、保証される債務の金利でございますが、末端の開拓農家の借りる金利は、一番右のほうに書いてございますが、短期資金で日歩二銭三厘、これは年八分三厘九毛以内ということになっております。

それから中期資金、これは三年以内と五年以内いずれも同じでございますが、開拓農家の最末端の金利は年九分以内、こういうことになっております。

金融機関の貸出利率は真中に書いてございますが、短期資金は二銭一厘、中期資金は八分五厘。

県開連及び単協が手数料の金利を取っているところと取らないところとございますが、取っているところは、先ほど申し上げましたように、短期で日歩二銭三厘以内と、中期が年九分以内になっておりますから、それと金融機関の貸出利率の差の、短期資金で日歩二厘以内、中期資金で年五厘以内、こういうことになっております。

それから、四枚目でございますが、「中央及び地方保証協会の出資の推移」ということで、この制度は二十八年から発足いたしておるわけでございますが、地方が府県の保証協会、中央が中央保証協会の出資構成で、地方のほうは会員の出資金と、それから県がそれに対しまする出資金、それから基金繰入金というのは、地方の保証協会の運用益等が出た場合の積立金を基金勘定に回したということでございます。いずれも二十八年からふえまして、三十六年十一月末で地方の基金の総額が六億二千八十三万五千円、これの一番新しい十二月末の地方の基金の総額は、欄外にちょっとお書き込みをお願いいたしますが、六億三千六百九十四万二千四百四十一円、三十六年十二月末の地方の基金の計でございます、六億三千六百九十四万二千四百四十一円、これに対しまして中央保証協会の基金の構成は、会員出資、これは開拓の団体から出資しておるもの、それからこの中央保証協会ができる前に信用基金協会でこの制度を運用しておりましたが、それから引き継いだ出資金が九千五百万円、それから政府の出資金が、毎年こういうふうにして御審議願って出資増をやっておりますのが五億四千万円、それで基金勘定として繰入金、それは中央保証協会の余裕金から基金勘定に繰り入れておるものが一千万円ということに相なりまして、ただいま六億四千五百六十二万円、こういうことになっております。で、中央の保証協会が六億四千五百六十二万円、こういうことになっております。それから地方の保証協会の基金の総額が六億三千六百九十四万二千四百四十一円と、こういうことに相なっております。

それから参考といたしまして、政府出資の各年度別の増加金額を記載いたしておりまして、二十八年に一億円、それから二十九年に五千万円、それから三十六年に五千万円を昨年十一月四日に繰り入れまして、ただいまの中央保証協会に対します政府出資は五億四千万円、こういうことに相なっております。

それから五枚目でございますが、これは各年度別資金別年間新規保証額ということに相なっております。で、この年度は中央保証協会の年度になっておりますので、中央保証協会の年度は、三十六年度といいますのは、昨年の七月からことしの六月までということに相なります。三十七年度はことしの七月から来年の六月、こういうことになります。この中央保証協会の年度に従いまして、二十八年には十億の新しい保証をやります。それから逐次資金の増成とともに、保証の額もふえまして、三十五年度におきましては二十億、三十六年度におきましては、ただいま申しましたように、昨年の七月から十一月までの保証でございまして、六億六千百二十四万、これは秋肥の一部が入っておるわけでありまして、これから前年の同期の三十五年の七月から十一月までは四億五千五百万の保証をした。三十七年の七月から十一月までは六億六千と、こういうふうにふえております。今後春肥の手当をいたしておりますので、さらにこの三十五年度を上回る新規保証が成立いたすものとわれわれは期待いたしておる次第であります。

それから六枚目でございますが、代位弁済の状況が書いてございます。保証いたしまして、開拓者が延滞をいたしまして支払いができないというときに保証債務の履行をいたしまして、代位弁済を地方保証協会並びに中央保証協会で中金にいたすわけであります。代位弁済によりまして、保証協会が開拓者に対しまして求償権を取得するわけでありますが、代位弁済が二十九年から発生いたしております。二十九年が五百四十五万二千円、逐次ふえまして、三十五年度は六千八百六十七万一千円、発生の求償権の代位弁済いたしました全部が三億七千六百四十四万五千円、上の段の一番下、三億七千六百四十四万五千円、これが最終状況で、二十九年に発生いたしました代位弁済に対して二十九年には三百六十万七千円、三十五年度までかかりまして大体二十九年の五百四十五万二千円に対しましてなお残りが百二十七万九千円残っております。それから累計といたしまして、三億七千六百四十四万五千円の代位弁済いたしました分の回収が進みまして、なお残っておる分が一億三千四百六十四万円。で、回収率は、ここには未回収率が出ておりますが、総計といたしまして三十五年度末までの未回収率は三五・八%、それから逆を申しますと、回収率は六四・二%、未回収率が三五・八%の裏でございまして、回収率は六四・二%、こういうことに相なります。それで二十九年から三十五年までに回収いたしました総額は二億四千百八十万五千円ということになりまして、最終の残が一億三千四百六十四万円、こういうことに相なっております。

それから次に各年度末の代弁による求償権残高推移でございます。ただいま三十五年度末の残高が一億三千四百六十四万円と、こう申しましたのが地方、中央の分担に分かれまして、三十五年度の最後にやはり一億三千四百六十四万円、こういうことになっております。その内訳が地方保証協会の負担分と中央保証協会の負担分と、こういうことに相なっております。地方でよけい負担している分がある。大体地方負担と中央負担は半々で負担いたしておるわけでございますが、場所によりましては地方負担のほうが多いところもあるわけでございます。ただいまの求償権の残高は、一億三千四百六十四万円、こういうことになりまして、地方負担が七千九百五十七万二千円、それから中央負担が五千五百六万八千円、こういうことになっております。

それから次の七枚目でございますが、三十七年度政府出資金算出の基礎といたしまして、先ほど御審議願うように、三十七年度で政府出資金三千万円と、その三千万円を積算いたしました算出の基礎でございますが、それを書いております次第でございます。三十六年の六月末の地方協会の基金総額は五億八千四百七十四万四千円になっておるわけでございまして、それが三十六年の七月から三十七年、ことしの六月末までの年間の事業年度でございますが、増資計画が六千四百六十七万四千円の増資計画を持っているわけでございます。逐次増資されて今十二月に入っておるわけでございます。

それから三十七年の七月、中央保証協会の来年度の事業でございますが、三十七年の七月から三十八年にかけての事業でございますが、予算年度と合わせるために三十七年七月から三十八年の三月までの増資計画は四千五百三十九万円、それで三十六年の七月から三十八年の三月までの増資計画は六千

四百六十七万四千円と四千五百三十九万円を加えました一億一千六万四千円、こういうことになるわけでございます。この一億一千六万四千円の増資計画を持っているわけでございまして、これを過去の増資計画に対する達成実績が大体八二・七%、過去三年の平均の実績でございますが、それを掛けますと大体一億一千に対して九千百一万五千円程度が確実に達せられる見込額でございまして、九千百一万五千円、この(A)の五億八千四百七十四万四千円という基金に対しまして基金積立予定額の九千百万円を足しますと六億七千五百七十五万九千円、これが大体来年の三月までに地方保証協会の基金の積立予定額に相なる。現在の中央の基金が六億四千五百六十二万円でございますので、この六億七千五百七十五万九千円との差額が三千十三万九千円、これをまるめまして三千万円を中央の基金に政府が出資いたしますれば、来年の三月までにおきまして、中央の基金と地方保証協会の基金がバランスがとれてくる。こういうことに相なるわけでございまして、三十七年度の三千万円を中央保証協会に政府が出資いたすことにいたした次第でございますので、その改正をお願いいたした次第でございます。

配付いたしました資料につきましての御説明は以上でございます。

○委員長(梶原茂嘉君)　以上で補足説明及び資料につきましての説明は終わりました。

それでは、ただいまの資料の説明等に関連いたしまして、何か御発言がありましたらお願いしたいと思います。——別段御発言もないようですから、本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(梶原茂嘉君)　次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第四号、予備審査)を議題といたします。本案につきましては、去る二日提案理由の説明を聴取いたしております。

それでは、まず本案の補足説明及び資料につきまして説明を聞くことといたします。坂村農林経済局長。

○政府委員(坂村吉正君)　それでは農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案の内容につきまして、若干御説明申し上げます。

改正点の第一は、資本金規定の改正であります。現在、公庫の資本金は、公庫法第四条に規定してございますとおり、政府の一般会計及び産業投資特別会計からの出資八百六十九億七百万円と非補助小団地等土地改良事業助成基金に充てるために一般会計から出資されました六十五億円のほかに、公庫が日本開発銀行から債権を承継したことに伴い、政府の産業投資特別会計から出資があったものとされました額二十六億二千六百万円を加えました額九百六十億三千三百万円でありますが、三十七年度に、政府が一般会計及び産業投資特別会計から百三十三億を新規に出資することになっておりますので、右の資本金規定を改正する必要があるのであります。

改正点の第二は、公庫の業務に、新たに、沿岸漁業者の経営の安定に必要な資金の貸付の業務を加えることであります。

沿岸漁業者は経営体数において全漁業者の九割余を占めておりますが、その規模は、零細なものが多く、生産性も低い現状にあります。このため、明年度から、沿岸漁業構造改善対策事業を実施して、沿岸漁業の近代化をはかることといたしており、今後ともこの構造改善計画に即応して経営規模の拡大近代化をはかり、意欲的に経営の改善をはかろうとする沿岸漁業者を重点的に援助して健全な沿岸漁家を育成するため、公庫資金を活用してこれら沿岸漁業者の漁船、養殖施設等の設備資金を重点的に貸し付けることといたしております。しかしながら、現在、沿岸漁家は、疾病、負傷、災害、海難、拿捕、不漁のため相当の額の負債が累増、固定化し、その負担のために構造改善計画にのっとって経営の改善を行なう意欲を持ちながらも、その実行が容易でない者があると思われますので、これら沿岸漁業者の経営の安定に必要な資金の貸付の業務を公庫が行なうこととするために業務規定を改正いたすものであります。

なお、この資金の貸付条件につきましては、沿岸漁業者の負担能力、借入者の経営改善事業が軌道に乗る期間等を勘案いたしますとともに、自作農維持創設資金、林業経営維持改善資金など従来公庫が貸付を行なっている同種の資金の貸付条件とのバランスをも考慮いたしまして利率は年五分五厘、償還期限は二十年以内、据置期間は三年以内とすることといたしております。

以上が、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案の補足説明であります。

次に、お配りいたしております資料につきまして簡単説明を申し上げにまず。

縦書きの文章の「農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案関係資料」というのがお配りしてございますが、これは法律の条文等につきまして、参照条文あるいは新旧対照表等よりなりました法律案の内容の資料でございます。それから横書きの「農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案関係資料」というのがございまして、これは数字の資料を御提出申し上げております。この内容につきまして、簡単に御説明申し上げたいと思います。

第一の資料は、公庫の出資金及び借入金の状況でございます。出資金につきましては、ここに、一番上にございまするように、一般会計と産投の特別会計と両方合わせたものが計のところにございまするが、年次別には二十六年の特別会計のときからの実績がございまして、それの累計というのが合計欄に載っておるわけでございます。今までにこういうふうに三十七年度の出資金は百三十三億でございまして、大体ここ数年は七、八十億というのが今までの出資の実績でございまするが、それらに比べますると、非常に飛躍的な増加を計画いたしておるのでございます。前年に比べまして一四九・四%の増、こういうようなことに相なっております。そういたしまして、一番下の欄に、資本金の総額が一千九十三億三千三百万円、こういうようなことに相なるわけでございます。

借入金のほうは、ここにございまするように簡易生命保険とか、あるいはこういうようなところから借り入れをいたす、こういうようなことに相なっております。資金運用部とかそういうようなところから借り入れをする、こういうことに相なっておるわけでございます。

それから次のページは、年度別、業種別貸付決定の実績でございまして、こういう項目につきまして、年度別にこういう貸付をして参っておるのでございまして、三十五年度末の累計では、合計をいたしまして、件数として五十四万五千四百十一件、金額といたしまして三千百六十一億六千六百万円、こういうようなことが三十五年度末の累計に相なっております。

それから次のページが、三十七年度におきまするところの業種別の貸付の予定計画と前年度との対比でございます。

土地改良関係につきましては、三十六年度二百八億とございましたけれども、三十七年度は二百五十二億、その中で三分五厘、基金関係の三分五厘の基金でございまするが、これは三十六年度百二十八億でございましたものを、百五十五億、こういう工合に増額をいたしておるのでございます。

林業関係では、特に力を入れましたのは造林の関係でございまして、これは三十六年度二十二億一千万円でございましたものを、三十三億六千万円、十一億五千万円の増加、こういうようなことに相なっております。

それから漁業の関係では、先ほど補足説明で申し上げましたように、沿岸漁業の経営安定資金といいまする新しい項目を設けまして、金額といたしましては、初年度でございまするから、金額は一億でございまするけれども、

一応こういう新しい項目を設けました次第でございます。

それから共同利用施設、新規用途事業及び乳業施設、こういうような項目でございますが、共同利用施設につきましては、近代化資金のほうに相当貸付対象が移っております関係上、全体といたしましては減るべきでございますけれども、これはいろいろ北連のビート工場の関係、そういうものもございまして、金額といたしましては減った金額に相なっておりませんけれども、大体普通の貸付対象は近代化資金のほうに移しておる、こういうような考え方をとっております。それから新規用途事業といいますのは、これはブドウ糖関係、精製ブドウ糖、結晶ブドウ糖、そういう関係のものでございます。乳業施設は、昨年の公庫法の改正によりまして、公庫から乳業施設に対しても融資をする、こういう改正がございましたので、そういう線に沿いまして十一億の計画を新しく見込んでおるわけでございます。それから主務大臣指定施設、開拓、果樹園の関係、これは果樹振興法の関係のものでございまして、三十六年十億でございましたが、十五億という予定を見込んでおりますわけでございます。それから農業構造改善事業に対しまして新しく七億二千万という内容のものを計画をいたしております。それから一番最後の自作農維持創設資金でございますが、これは三十六年度百六十億でございましたけれども、三十七年度におきましては百九十五億という見込みを一応立てておりますわけでございます。

それから次のページは年度別の回収金の実績でございまして、これは例年予定と実績とを比較をいたしておるのでございますが、一般口のところで予算額と実績とを比べて対比していただきますと、最近の年次におきましては見込みよりも、相当上回った回収が実績として現われていると、こういうような実情でございまして、三十六年度二百億を予定をいたしております。三十七年度におきましても二百四十億と、こういう見込みをいたしておるのでございます。

以上が非常に簡単でございますが、法案と資料についての補足の説明でございました。

○委員長（梶原茂嘉君）　以上で補足説明及び資料の説明が終わりました。

それでは本件に関しまして、資料等につきまして御質疑のおありの方は、御発言を願いたいと存じます。

別段御発言がないようでありますから、本案につきましては、本日はこの程度にいたしたいと思います。

別にほかに御発言がございませんけれども、本日はこれで散会をいたします。

午前十一時三十三分散会

二月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、解放農地補償に関する請願（第九〇八号）（第九二三号）（第九四八号）（第一〇二九号）

一、臨時肥料需給安定法等廃止反対に関する請願（第九〇九号）（第九五〇号）（第九六四号）

一、食糧管理制度改革反対に関する請願（第九二二号）（第九四九号）（第九六三号）

一、外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願（第九六七号）

一、酪農会議設置構想留保に関する請願（第一〇〇八号）

一、酪農の窮状打開に関する請願（第一〇三〇号）（第一〇九五号）

第九〇八号　昭和三十七年一月二十六日受理

解放農地補償に関する請願（八通）

請願者　宮崎市神宮町　井上国雄外七名

紹介議員　平島　敏夫君

昭和二十一年十月二十一日公布の「自作農創設特別措置法」、同二十五年七月制定の「自作農創設特別措置法及農地調整法の適用を受ける土地の譲渡に関する政令」により実施された農地改革は、耕作権尊重主義に基づく自作農創設政策という趣旨によるものであるが、改革の実態は、連合国の日本弱体化政策という至上命令によつて、本来の改革目的を極度にめがめ、勤勉善良なる旧地主階層を覆滅しようとする社会暴力革命にも等しい冷酷無情の暴政であつた。しかして、今日農業基本法の成立によつて、農政は、根本的な転換期に直面しているのであるから、農地改革の不合理点と矛盾点を卒直に直視し、占領下における農村の経済的、社会的不公正を削除し、日本農村の良き伝統と合理性を調和した新農村建設のために農地補償の即時実施を図られたいとの請願。

第九二三号　昭和三十七年一月二十七日受理

解放農地補償に関する請願（六通）

請願者　鳥取市上町八七　生野幹雄外五名

紹介議員　仲原　善一君

この請願の趣旨は、第九〇八号と同じである。

第九四八号　昭和三十七年一月二十九日受理

解放農地補償に関する請願

請願者　大分県杵築市年田　阿部八郎外九名

紹介議員　後藤　義隆君

この請願の趣旨は、第九〇八号と同じである。

第一〇二九号　昭和三十七年一月三十一日受理

解放農地補償に関する請願

請願者　京都府船井郡瑞穂町字八田小字西安　中西和夫外一名

紹介議員　大野木秀次郎君

この請願の趣旨は、第九〇八号と同じである。

第九〇九号　昭和三十七年一月二十六日受理

臨時肥料需給安定法等廃止反対に関する請願

請願者　滋賀県高島郡新旭町旭一、九一三ノ一養庭農業協同組合内　中村意一外四百三十七名

紹介議員　村上　義一君

昭和二十九年五月に制定されてから、過去七年間にわたつてわが国の肥料政策の根幹として消費者農民の利益を守つてきた「肥料二法」が廃止されようとしているが、農家の最も重要な生産資材である肥料問題に最も利害関係の深い消費者側の意向を少しもただすことなく、一方的にこうした納得のいかないことを決行することには断固として反対であるとの請願。

第九五〇号　昭和三十七年一月二十九日受理

臨時肥料需給安定法等廃止反対に関する請願

請願者　滋賀県神崎郡能登川町大字林光寺　小坂市太郎外二百十名

紹介議員　西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

第九六四号　昭和三十七年一月三十日受理

臨時肥料需給安定法等廃止反対に関する請願

請願者　滋賀県八日市市建部南町　富田寿次外百九十六名

紹介議員　西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

第九二二号　昭和三十七年一月二十七日受理

食糧管理制度改革反対に関する請願

請願者　滋賀県高島郡今津町中川嘉一外三百四十九名

紹介議員　村上　義一君

現行食糧管理制度に対して、政府は、あまりにも思いつき的な構想を進めて

いるが、これが実現すると、農家は、農業だけでは生活ができず、他に働きを求めなければならない結果となり、農業経営は、女、老人の手に移り、収穫の減少、品質の低下はもち論、むつかしい検査や包装等の作業も困難となつて、現在やつと伸び悩みの状況の中で、一応安定してきた農家経済を再び破壊することとなるから、現行食糧管理制度を堅持せられたいとの請願。

第九四九号　昭和三十七年一月二十九日受理

食糧管理制度改革反対に関する請願

請願者　滋賀県神崎郡能登川町大字林光寺　小坂市太郎外百七十三名

紹介議員　西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第九二二号と同じである。

第九六三号　昭和三十七年一月三十日受理

食糧管理制度改革反対に関する請願

請願者　滋賀県八日市市建部南町　富田寿次外百九十六名

紹介議員　西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第九二二号と同じである。

第九六七号　昭和三十七年一月三十日受理

外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者　東京都中央区日本橋浜町三ノ三〇日本マーガリン工業会内　須崎祐男外一名

紹介議員　白井　勇君

豊年製油株式会社は、世界最大の油脂コンツエルンである英国ユニレバー社と提携し「豊年リーバ」社を設立、日本において新たにマーガリン、ショートニング及びラードの生産販売を始めるため外資法による許可申請を行なつているが、本件はわが国の中小企業を不当に圧迫し、産業秩序を著しくかく乱し、既存業者を危地におとしいれるもので、国民生活になんら利益を与えるものではないと認められるので、請願者等全国の製造業者は右事業の実現に対し業界あげて反対を決議し、関係各方面に対して猛烈な反対運動を展開しているところであるから、外資及び技術導入による右事業阻止につき、すみやかに適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第一〇〇八号　昭和三十七年一月三十日受理

酪農会議設置構想留保に関する請願

請願者　福岡市須崎土手町一八ノ一　森部隆輔

紹介議員　吉田　法晴君

このたびの酪農会議設置の構想は、生乳生産諸団体の整備を一つの役割としているが、現状からして構想による成果は期待することができないばかりか、牛乳共販の進展をさまたげるものであり、また、生乳共販の推進は、農協法に基づく系統中央会が本来の業務として指導すべきで、特別に共販指導団体をつくることはかえつて事態の複雑をまねき、農協組織を混乱させるものであるから、酪農会議設置構想は留保せられたいとの請願。

第一〇三〇号　昭和三十七年一月三十一日受理

酪農の窮状打開に関する請願（三十八通）

請願者　埼玉県大里郡妻沼町字飯塚一、八九六　井上一郎外三十七名

紹介議員　上原　正吉君

酪農の現況はきわめて憂慮すべき状態であるから、(一)生産費並びに所得を補償するために、(1)生産者乳価をキロあたり四十五円とすること、(2)乳価の基準設定にあたつては、農民の労働賃金を正しく評価し、米価算定基準賃金たる一時間百六円を、一頭について必要とする一日の労働時間を二時間として加味すること、(3)現況市乳の価格構成上における生産者価格の割合は三十五ないし三十六パーセントに過ぎないが、必要経費を考えるとき、あまりにも少ないから、最終市乳価格の五十パーセント程度の割合金額を生乳生産者価格として確保できるよう指導すること、(二)酪農経営安定のために、(1)政府手持低質大麦小麦七万トンを即時実需団体へ放出すること、(2)専管、増産ふすまの実需団体への放出わくを大幅に拡大すること、(3)飼料需給安定法並びにその行政措置を実需農民を対象とした適切なる運営が行なわれるよう改正すること、(4)農業近代化資金については、酪農の資金需要の実態に鑑み、年利三分以下、償還期限を二十年とすること、(5)飼料審議会、酪農審議会、畜産物価格安定審議会の各委員の任命にあたつては、酪農民を選任すること等万全の施策を講ぜられたいとの請願。

第一〇九五号　昭和三十七年二月一日受理

酪農の窮状打開に関する請願（五十六通）

請願者　埼玉県深谷市内ヶ島七一〇　金井義秋外五十五名

紹介議員　上原　正吉君

この請願の趣旨は、第一〇三〇号と同じである。

二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、森林法の一部を改正する法律案

森林法の一部を改正する法律案

森林法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条から第二十条までを次のように改める。

（林産物の需給等に関する長期の見通し及び全国森林計画）

第四条　農林大臣は、政令で定めるところにより、重要な林産物の需要及び供給並びに森林資源の状況に関する長期の見通しをたて、これに即し、かつ、保安施設の整備の状況等を勘案して、全国の森林につき、五年ごとに、十年を一期とする全国森林計画をたてなければならない。

2　全国森林計画においては、左に掲げる事項を定めるものとする。

一　森林の立木竹の伐採に関する事項

二　造林及び保育に関する事項

三　林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

四　保安施設に関する事項

五　その他必要な事項

3　農林大臣は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、第一項の長期の見通し又は全国森林計画を変更することができる。

4　農林大臣は、第一項の長期の見通し若しくは全国森林計画をたて、又はこれらを変更しようとするときは、中央森林審議会及び全国森林計画に係るときにあつては都道府県知事の意見を聞かなければならない。

5　農林大臣は、第一項の長期の見通し若しくは全国森林計画をたて、又はこれらを変更したときは、遅滞なく、その概要を公表するとともに、全国森林計画に係るときにあつては当該計画を都道府県知事に通知しなければならない。

（地域森林計画）

第五条　都道府県知事は、政令で定めるところにより、全国森林計画に即して、民有林につき、森林計画区別に、その計画をたてる年の翌年四月一日以降五年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2　地域森林計画においては、左に掲げる事項を定めるものとする。

一　伐採立木材積、立木の標準伐期齢、伐採方法を特定する必要

のある森林の所在及びその伐採方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項
二　造林面積、造林樹種、造林方法を特定する必要のある森林の所在及びその造林方法その他造林及び保育に関する事項
三　林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
四　保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項
五　その他必要な事項

3　都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

4　都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会の意見を聞かなければならない。

5　都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林大臣に報告しなければならない。

（森林計画区）

第六条　前条第一項の森林計画区は、農林大臣が、都道府県知事の意見を聞き、地勢その他の条件を勘案し、主として流域別に都道府県の区域を分けて定める。

2　農林大臣は、森林計画区を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（意見の申立て）

第七条　第五条第五項の規定により公表された地域森林計画に意見がある者は、その公表があつた日から起算して三十日以内に、当該都道府県知事に対し、理由を附した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による意見の申立てがあつたときは、これを誠実に処理し、その結果をその申立人に通知しなければならない。この場合において、地域森林計画を変更しなければならないと認められるときは、都道府県知事は、これを変更するものとする。

（森林計画の遵守）

第八条　森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者（以下「森林所有者等」という。）は、地域森林計画に従つて施業することを旨としなければならない。

（施業の勧告）

第九条　都道府県知事は、森林所有者等がその森林の施業につき地域森林計画を遵守していないと認める場合において、地域森林計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができる。

（伐採の届出）

第十条　森林所有者等は、民有林（第二十五条の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林の除く。）の立木を伐採するには、省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に伐採の届出書を提出しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一　法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
二　森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合
三　第百八十八条第二項の規定に基づいて伐採する場合
四　法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で省令で定めるもの以外の森林（次号において「普通林」という。）であつて、立木の果実の採取その他省令で定める用途に主として供されるものとして都道府県知事が、当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合
五　普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、都道府県知事が当該森林所有者の申請に基づき省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合
六　火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
七　除伐する場合
八　その他省令で定める場合

2　前項第六号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、省令で定める手続に従い、都道府県知事に伐採に届出書を提出しなければならない。

（農林大臣及び都道府県知事の援助）

第十一条　農林大臣及び都道府県知事は、全国森林計画及び地域森林計画の達成を図るため、造林その他森林の施策を行なう者及び林道その他森林の施業林の合理化のために必要な施設の整備を行なう者に対し、助言、指導、資金の融通のあつせんその他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

第十二条から第二十条まで　削除

第二十九条中「及び保安林予定森林又は解除予定保安林の所在場所その他省令で定める事項」を「並びに指定をしようとするときにあつてはその保安林予定森林の所在場所、当該指定の目的及び保安林の指定後における当該森林に係る第三十三条第一項に規定する指定施業要件、解除をしようとするときにあつてはその解除予定保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該解除の理由」に改める。

第三十三条第一項中「及びその保安林の所在場所その他省令で定める事項」を「並びに指定をするときにあつてはその保安林の所在場所、当該指定の目的及び当該保安林に係る指定施業要件（立木の伐採の方法及び限度並びに立木を伐採した後において当該伐採跡地について行なう必要のある植栽の方法、期間及び樹種をいう。以下同じ。）、解除をするときにあつてはその保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該解除の理由」に改め、同条に次の二項を加える。

4　第一項の規定による通知に係る指定施業要件のうち立木の伐採の限度に関する部分は、当該保安林の指定に係る森林又は当該森林を含む保安林の集団を単位として定めるものとする。

5　第一項の規定による通知に係る指定施業要件は、当該保安林の指定に伴いこの章の規定により当該森林について生ずべき制度が当該保安林の指定の目的を達成するため必要最小限度のものとなることを旨とし、政令で定める基準に準拠して定めるものとする。

第三十三条の次に次の二条を加える。

（指定施業要件の変更）

第三十三条の二　農林大臣は、保安林について、当該保安林に係る指定施業要件を変更しなければその保安林の指定の目的を達成することができないと認められるに至つたとき、又は当該保安林に係る指定施業要件を変更してその保安林の指定の目的に支障を及ぼすことがないと認められるに至つたときは、当該指定施業要件を変更することができる。

2　保安林について、その指定施業要件の変更に利害関係を有する地方公共団体の長又はその変更に直接の利害関係を有する者は、省令で定める手続に従い、当該指定施業要件を変更すべき旨を書面により農林大臣に申請することができる。

第三十三条の三　保安林の指定施業要件の変更については、第二十九条、第三十条、第三十二条及び第三十三条の規定（保安林の指定に関する部分に限る。）を、保安林の指定施業要件の変更の申請については、第二十七条第二項及び第三項並びに第二十八条の規定を準用する。この場合において、第二十九条中「その保安林予定森林の所在場所、当該指定の目的及び保安林の指定後における当該森林に係る」とあるのは「その保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該変更に係る」と、第三十条及び第三十二条第一項中「当該指定の目的及び当該保安林に係る」とあるのは「保安林として指定された目的及び当該変更に係る」と、同条第三項中「第二十七条第一項」とあるのは「第三十三条の二第二項」と読み替えるものとする。

第三十四条を次のように改める。

（保安林における制限）

第三十四条　保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一　法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

二　森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合

三　第百八十八条第二項の規定に基づいて伐採する場合

四　火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

五　除伐する場合

六　その他省令で定める場合

2　保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一　法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合

二　森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けてする場合

三　第百八十八条第二項の規定に基づいてする場合

四　火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

五　軽易な行為であつて省令で定めるものをする場合

六　その他省令で定める場合

3　都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請（当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて）につき同項の許可をするとすればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて）につき同項の許可をするとすれば当該伐採の限度をこえることとなるときは、政令で定める基準に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、これを許可しなければならない。

4　都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請（当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて）につき同項の許可をするとすれば当該伐採の限度をこえることとなるときは、これを許可しなければならない。

5　都道府県知事は、第二項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。

6　第一項又は第二項の許可には、条件を附することができる。

7　前項の条件は、当該保安林の指定の目的を達成するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

8　第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る立木を伐採したときは、省令で定める手続に従い、その旨を、都道府県知事に届け出るとともに、その者が当該森林に係る森林所有者でないときは、当該森林所有者に通知しなければならない。

9　第一項第四号及び第二項第四号に掲げる場合に該当して当該行為をした者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事に届出書を提出しなければならない。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（保安林における植栽の業務）

第三十四条の二　森林所有者等が保安林の立木を伐採した場合には、当該保安林に係る森林所有者は、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間及び樹種に関する定めに従い、当該伐採跡地について植栽をしなければならない。但し、当該伐採をした森林所有者等が当該保安林に係る森林所有者でない場合において当該伐採があつたことを知らないことについて正当な理由があると認められるとき、当該伐採跡地について第三十八条第一項の規定による造林に必要な行為をすべき旨の命令があつた場合（当該命令を受けた者が当該伐採跡地に係る森林所有者以外の者であり、その者が行なう当該命令の実施行為を当該森林所有者が拒んだ場合を除く。）その他省令で定める場合は、この限りでない。

第三十八条を次のように改める。

（監督処分）

第三十八条　都道府県知事は、第三十四条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第六項の条件に違反して同条第二項の行為をした者又は偽りその他不正な手段により同項の許可を受けて同項の行為をした者に対し、その行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

2　都道府県知事は、第三十四条第二項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第六項の条件に違反して同条第二項の行為をした者又は偽りその他不正な手段により同項の許可を受けて同項の行為をした者に対し、その行為の中止を命じ、又は期間を定めて造林に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

3　都道府県知事は、森林所有者が第三十四条の二の規定に違反して、保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の期間内に、植栽をせず、又は当該指定施業要件として定められている植栽の方法若しくは樹種に関する定めに従つて植栽をしない場合には、当該森林所有者に対し、期間を定

めて、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法と同一の方法により、当該指定施業要件として定められている樹種と同一の樹種のものを植栽すべき旨を命ずることができる。

第三十九条中「農林大臣は、森林を保安林として指定したときは」を「都道府県知事は、民有林について保安林の指定があつたときは」に改め、同条に次の二項を加える。

2　農林大臣は、国有林について保安林の指定をしたときは、その保安林の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

3　前二項の標識の様式は、省令で定める。

第三十九条の次に次の二条を加える。

（保安林台帳）

第三十九条の二　都道府県知事は、保安林台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の保安林台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

3　保安林台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、省令で定める。

（保安林の適当な管理）

第三十九条の三　農林大臣及び都道府県知事は、保安林制度の負う使命にかんがみ、保安林に関しこの法律及びこれに基づく政令の規定によりその権限に属させられた事務を適正に遂行するほか、保安林に係る制限の遵守及び義務の履行につき有効な指導及び援助を行ない、その他保安林の保全のため必要な措置を講じて、保安林が常にその指定の目的に即して機能することを確保するように努めなければならない。

第四十四条中「及び第三十九条の規定を」の下に「、保安施設地区に係る指定施業要件の変更については、第三十三条の二及び第三十三条の三の規定を」を加える。

第四十五条第一項中「実施行為」の下に「並びにその期間内」を加える。

第四十六条の次に次の一条を加える。

（保安施設地区台帳）

第四十六条の二　都道府県知事は、保安施設地区台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2　保安施設地区台帳については、第三十九条の二第二項及び第三項の規定を準用する。

第四十七条中「通知があつたものとみなす」を「通知があり、当該保安施設地区に係る指定施業要件が引き続き当該保安林の指定施業要件となつたものとみなす」に改める。

第四十九条第一項及び第六項中「森林所有者その他権原に基き森林の立木竹の使用又は収益をする者」を「森林所有者等」に改め、同条第四項中「所有者の請求があつたときは、」を「所有者に」に改める。

第六十九条第五項中「委員」の下に「及び臨時委員」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第二項第一号」を「第三項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第六十九条中第三項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣の承認を得て農林大臣が任命する。

第六十九条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員十人以内を置くことができる。

第七十一条第一項中「第六十九条第二項第一号」を「第六十九条第三項第一号」に改める。

第七十二条（見出しを含む。）中「専門委員」を「専門調査員」に改める。

第百八十七条第三項第二号を次のように改める。

二　森林の施業に関する指導を行なうこと。

第百八十八条第一項中「森林所有者又は権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者」を「森林所有者等」に改め、同条第三項中「関係者の要求があるときは」を「関係者に」に改める。

第百九十一条第三項中「第十八条第一項第二号、」を削り、「第二十七条第三項但書」の下に「（第三十三条の三（第四十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十三条の二（第四十四条において準用する場合を含む。）」を加え、「、第四十一条」を「若しくは第二項（第四十四条において準用する場合を含む。）、第四十一条」に改め、「第二十八条」の下に「（第三十三条の三（第四十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」を加える。

第百九十二条第一号中「森林区施業計画」を「地域森林計画」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第百九十三条中「森林区施業計画」を「地域森林計画」に改める。

第二百六条中「第十六条第一項」を「第三十四条第一項（第四十四条において準用する場合を含む。）」に、「制限林」を「保安林又は保安施設地区の区域内の森林」に改める。

第二百七条第二号中「第三十四条第一項」を「第三十四条第二項」に改め、「家畜を放牧し」の下に「、下草、落葉若しくは落枝を採取し」を加える。

第二百八条及び第二百九条を次のように改める。

第二百八条　第三十九条第一項又は第二項（これらの規定を第四十四条において準用する場合を含む。）の規定により設置した標識を移動し、汚損し、又は破壊した者は、一万円以下の罰金に処する。

第二百九条　左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一　第十条第一項の規定に違反し、届出書の提出をしないで立木を伐採した者

二　第十条第二項又は第三十四条第九項（第四十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出書の提出をしない者

三　第三十四条第八項（第四十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、都道府県知事に届け出ない者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

（全国森林計画に係る経過規定）

第二条　この法律の施行後改正後の森林法（以下「新法」という。）第四条の規定により最初にたてる全国森林計画の期間は、昭和三十八年四月一日以降一年から五年までの間において農林大臣が定める期間とし、その地域森林計画は、昭和三十七年十二月三十一日までにたてなければならない。

（地域森林計画に係る経過規定）

第三条　この法律の施行後新法第五条の規定により最初にたてる地域森林計画の期間は、同条第一項の規定にかかわらず、昭和三十八年四月一日以降一年から五年までの間において農林大臣が定める期間とし、その地域森林計画は、昭和三十七年十二月三十一日までにたてなければならない。

第四条　昭和三十八年三月三十一日までは、この法律の施行の際現に改正前の森林法（以下「旧法」という。）第六条第一項の規定により定められている森林区を新法第六条の規定により定められた森林計画区とみなし、この法律の施行の際現に旧法第七条の規定により定められている当該森林区ごとの森林区施業計画を新法第五条の規定に

よりたてられた当該森林計画区ごとの地域森林計画とみなす。

（立木竹の伐採に係る経過規定）

第五条　次の各号の一に該当する伐採については、新法第十条の規定は、適用しない。

一　この法律の施行前に旧法第十五条の規定による届出書の提出のあつた森林の立木の伐採

二　この法律の施行の際現に効力を有する旧法第十六条第一項の許可に係る森林（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。以下この条において同じ。）の立木の伐採で、昭和三十八年三月三十一日までに行なわれるもの

三　この法律の施行前は旧法第十六条第一項の許可の申請があり、かつ、この法律の施行の時までにその許可をするかどうかの決定がなされなかつた森林の立木の伐採で、昭和三十八年三月三十一日までに行なわれるもの

四　この法律の施行前に受けた旧法第十八条第一項第二号の許可に係る森林の立木の伐採

五　この法律の施行前に旧法第十八条第一項第二号の許可の申請があり、かつ、この法律の施行の時まではその許可をするかどうかの決定がされなかつた森林の立木の伐採で、昭和三十八年三月三十一日までに行なわれるもの

第六条　この法律の施行前に旧法第十八条第一項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により行なわれた森林の立木竹の伐採に係る届出については、なお従前の例による。

（保安林等に係る経過規定）

第七条　農林大臣は、この法律の施行前に指定された保安林又は保安施設地区について、この法律の施行の日から起算して五年以内に、当該保安林又は保安施設地区に係る指定施業要件（新法第三十三条第一項に規定する指定施業要件をいう。以下同じ。）を定めなければならない。

2　前項の規定により指定施業要件を定めるについては、新法第二十九条、第三十条、第三十二条及び第三十三条の規定（保安林の指定に関する部分に限る。）並びに第四十条の規定を準用する。この場合において、新法第二十九条中「その保安林予定森林の所在場所、当該指定の目的及び保安林の指定後における当該森林に係る」とあるのは「その保安林又は保安施設地区の所在場所、保安林又は保安施設地区として指定された目的及び当該保安林又は保安施設地区に係る」と、新法第三十三条第一項中「当該指定の目的」とあるのは「保安林又は保安施設地区として指定された目的」と読み替えるものとする。

第八条　この法律の施行前に指定された保安林又は保安施設地区（前条第一項の規定により指定施業要件が定められたものを除く。）の立木の伐採について新法第三十四条第一項（新法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可の申請があつた場合には、都道府県知事は、新法第三十四条第三項及び第四項（これらの規定を新法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、新法第三十三条第五項（新法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定により定められる政令に規定する基準に照らし、かつ、当該保安林又は保安施設地区に係る旧法第七条の森林区施業計画（この法律の施行の際現に定められていたものに限る。）の伐採に係る施業の要件（同条第四項第二号、第五号及び第七号の事項中伐採に係る部分をいう。）及び当該保安林又は保安施設地区の現況を勘案して当該申請に係る伐採が当該保安林又は保安施設地区の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。

第九条　保安林又は保安施設地区の区域内の森林の立木の伐採につきこの法律の施行前にした旧法第十六条第一項の許可は、昭和三十八年三月三十一日までは、新法第三十四条第一項（新法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定によつてした許可とみなす。

2　保安林又は保安施設地区の区域内の森林の立木の伐採につきこの法律の施行前にした旧法第十八条第一項第二号の許可は、新法第三十四条第一項（新法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定によつてした許可とみなす。

3　保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る旧法第三十四条第一項（旧法第四十四条において準用する場合を含む。）の行為につきこの法律の施行前にした旧法第三十四条第一項（旧法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可の申請で、この法律の施行の時までにその許可をするかどうかの決定がされなかつたものは、当該伐採又は行為については、新法第三十四条第一項又は第二項（これらの規定を新法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可の申請とみなす。

4　保安林又は保安施設地区の区域内の森林若しくは土地に係る立木の伐採又は旧法第三十四条第一項（旧法第四十四条において準用する場合を含む。）の行為につきこの法律の施行前にした旧法第十六条第一項若しくは第十八条第一項第二号又は第三十四条第一項（旧法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可の申請で、この法律の施行の時までにその許可をするかどうかの決定がされなかつたものは、当該伐採又は行為については、新法第三十四条第一項又は第二項（これらの規定を新法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可の申請とみなす。

第十条　保安林につき旧法第十六条第一項の規定に違反した者に対してこの法律の施行前にした旧法第三十八条の規定によつてした命令は、新法第三十八条第一項の規定によつてした命令とみなす。

2　旧法第三十四条第一項の規定に違反した者に対してこの法律の施行前に旧法第三十八条の規定によつてした命令は、新法第三十八条第二項の規定によつてした命令とみなす。

（罰則に係る経過規定）

第十一条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（農林省設置法の一部改正）

第十二条　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第五十号を次のように改める。

五十　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）に基づく全国森林計画をたてること。

（造林臨時措置法の一部改正）

第十三条　造林臨時措置法（昭和二十五年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条　削除

（保安林整備臨時措置法の一部改正）

第十四条　保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十条第一項」を「第四条第三項」に、「定められた森林基本計画」を「たてられた全国森林計画」に改め、同条第二項中「第十条第一項」を「第四条第三項」に改める。

（地すべり等防止法の一部改正）

第十五条　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「森林法第三十四条第二項」に改める。

第四十五条第一項中「森林法第三十四条第一項」を「森林法第三十四条第二項」に、「森林法第十六条第一項若しくは同法第三十四条において準用する場合を含む。）」を「森林法第三十四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第四十四条

において準用する場合を含む。」に改める。

（災害対策基本法の一部改正）

第十六条　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第三号中「森林基本計画」を「全国森林計画」に改める。

二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農業基本法案（衆）

一、農業近代化促進法案（衆）

一、農業生産組合法案（衆）

農業基本法案

農業基本法

目次

前文
第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　農業計画等（第三条―第五条）
第三章　農業予算と農業金融（第六条・第七条）
第四章　土地利用の高度化（第八条・第九条）
第五章　農業経営の共同化及び近代化（第十条―第十三条）
第六章　農畜産物の価格の安定及び流通の合理化（第十四条―第十八条）
第七章　農業用資材等の確保（第十九条・第二十条）
第八章　農業災害対策（第二十一条・第二十二条）
第九章　農民の権利の擁護と地位の向上（第二十三条）
第十章　農村の生活文化の向上（第二十四条）
第十一章　農業行政機構の整備改善（第二十五条）
第十二章　農政審議会（第二十六条―第三十一条）
附則

わが国の農民は、古来、それぞれの時代の支配者によつて抑圧され続けてきた。明治維新後も地主制の圧迫に苦しみ、資本主義発展の踏み石とされ、また、軍国主義と相つぐ戦争は、農村の資源を荒廃させた。

わが国の農業が、今日なお、家族的過小経営の形態にとどまり、土地の利用や土地条件の整備が遅れ、農村の生活文化が前近代的状態を脱し得ないのは、これらの歴史的事情に基づくものといわなければならない。

太平洋戦争後の農地改革と農村の民主化は、農業生産力の拡大と農民の地位の向上に大きな役割を果たしたが、過小経営を解消し、その零細化をとどめる力を持たなかつた。その上、わが国経済における大資本の支配力が復活強化するに伴い、農業は、生産、価格、流通等の面で経済上の圧迫を受け、農業と他産業との生産力の格差、農民と他産業従事者との所得と生活の不均衡は、次第に拡大してきた。

従つて、このまま、農業を弱肉強食の自由経済に組み入れ、国際競争にさらしたならば、零細農の転落はもとより、比較的大きな農家の自立をも困難にし、農業の発展を阻害することは、必至である。

われわれは、農業がわが国の経済社会の中にもつ重要な地位と以上に述べた歴史的事実にかんがみ、農業発展の支障となる自然的社会経済的諸原因を除去し、農民の所得と生活を豊かにし、都市と農村との文化的格差を解消することは、国の政治の最も重大な責務であると確信する。

この見地から、国は、その責任において、積極的かつ計画的に、農用地の大規模な拡張、土地条件の整備及び共同化により経営の拡大と近代化を促進し、農畜産物の価格安定及び農業用資材の流通価格面の適切な施策等を強化して農業生産の発展を図り、もつて農民の地位と生活を向上させる必要がある。

ここに、農業に関する新たなる政策の目標と原則を明らかにするため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、わが国農業の構造改革を通じ、その生産力を飛躍的に拡充して農畜産物の自給度を高め国民経済の発展に寄与せしめるとともに、農民の所得及び生活水準が他産業に従事する者のそれと同一水準になるように高め、あわせて農村と都市との生活文化水準の格差を解消することを企図し、そのための基本原則を定めるものとする。

（国の責任）

第二条　国は、前条の目的を実現する責任を負う、このため、国は、農業に関する土地（水を含む、以下同じ。）の利用の高度化、農業経営の共同化及び近代化、農畜産物の価格の安定及び流通の合理化、農業用資材等の確保、農業災害対策、農村の生活文化の向上等についての助成、保護その他必要な農業政策、財政政策、金融政策等の諸政策を総合的に講じなければならない。

第二章　農業計画等

（農業基本計画）

第三条　政府は、この法律の目的を実現するため、長期の農業基本計画を樹立し、これを国会に提出してその承認を受けなければならない。

2　前項の農業基本計画には、農畜産物の生産計画、農畜産物の需給計画、農業に関する土地の開発利用計画、農業経営の共同化及び近代化に関する計画、農業用資材等の確保に関する計画、農民の所得の増大に関する計画、農村の生活文化の向上に関する計画及びこれらに関する地域別計画並びにこれらの計画を実施するのに必要な財政金融計画を含むものとする。

3　政府は、第一項の規定により農業基本計画を樹立するには、農政審議会の議決を経なければならない。

4　政府は、第一項の農業基本計画を定める基礎となつた事情が著しく変更したときは、その定めた農業基本計画を変更し、これを国会に提出してその承認を受けなければならない。その場合には、前項の規定を準用する。

（農業年度計画）

第四条　政府は、前条第一項の農業基本計画に基づき、毎年度、翌年度の農業年度計画を樹立し、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十七条の規定による予算の提出と同時にこれを国会に提出してその承認を受けなければならない。

2　前項の農業年度計画については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

（農業報告）

第五条　政府は、毎年度、前条第一項の規定による農業年度計画の提出と同時に前年度の農業年度計画の実施の結果の報告書及びその年度の農業年度計画の実施状況の報告書を国会に提出しなければならない。

第三章　農業予算と農業金融

（予算の確保）

第六条　国は、第四条第一項の農業年度計画の実施に必要な予算を確保しなければならない。

（資金の確保）

第七条　国は、農業に対する長期低利資金の確保を図るため、財政資金の供給を拡充し、及び農民の蓄積資金の農業への還元利用を促進するため必要な措置を講じなければならない。

第四章　土地利用の高度化

（土地利用の高度化）

第八条　国土は国民に与えられた天然の資源として何人もこれを公共の利益に合致するよう最高度に利用しなければならないとの原則のもとに土地資源（水資源を含む。）の開発とその利用の高度化のために設定された土地利用区分及び土地利用計画に基づき、国は、農用地の拡大と農用地の土地条件の整備に努めなければならない。

2　国は、前項の目的を達成するため、同項の土地利用区分及び土地

利用計画に基づき農用地に転換することを適当とされた山林原野等につき、国有地については、農民又は農業生産組合その他の農民の団体に対し売払い又は貸付けを行なうとともに、公有地又は民有地については、買収又は利用権の設定等により、これをこれらの者に所有、管理又は利用させるための措置を講ずるものとする。

（農地の所有形態）

第九条　農地は、これを耕作する者に所有せしめることを原則とし、農地に関する権利は、自主的に共同的保有に移行させるように指導するものとする。

第五章　農業経営の共同化及び近代化

（農業経営の共同化）

第十条　国は、わが国農業における過小農経営を克服するため、農業生産組合その他の農民の共同組織を育成しなければならない。

2　国は、農業経営の共同化を促進するため、全額国庫負担による農用地の造成、土地改良及び集団化により農業生産基盤の整備を図らなければならない。

3　国は、農業生産組合を農業協同組合の下に育成するものとし、そのため、農業生産組合に対し、その事業及び施設につき、指導、助成、機械の貸付け、長期低利資金の貸付け、税法上の特別措置等の措置を講じなければならない。

4　国は、農業経営の共同化及び近代化を促進するため、農業協同組合の活動を活発ならしめるよう必要な措置を講じなければならない。

（農業経営の近代化）

第十一条　国は、農業経営の共同化及び近代化並びに農業技術の改良を促進するため、これらに関する試験研究施設を充実して効率的な試験研究を行ない、その成果の充分な活用を図り、かつ、指導普及事業の機構として都道府県の区域内の必要な地に農業サービスセンターを設置するとともに、機械化促進の機構として都道府県ごとに国営農業機械ステーションを設置するものとする。

（畑地農業等の振興）

第十二条　国は、畑地農業及び草地農業を振興して畜産農業、果樹農業及び園芸農業の発展を図り、農民の手による農畜産加工工業及び農業関連産業を振興してわが国農業の総合的な生産の拡大と農村における就業の増大を図らなければならない。

（近代的農業経営の担当者の養成と確保）

第十三条　国は、農業経営の共同化及び近代化を促進するため、教育施設を充実して近代的農業経営のにない手としての人材の養成及び確保に努めなければならない。

第六章　農畜産物の価格の安定及び流通の合理化

（価格支持）

第十四条　国は、米麦等の管理制度を維持改善し、生産費及び所得補償の原則に基づき、主要農畜産物の価格を支持してその安定に努めなければならない。この場合において、農民は、農畜産物の価格の決定に参加する権利が保障される。

（需要拡大及び輸出振興）

第十五条　国は、勤労階層の所得水準を高め、及び国民食生活の改善を指導する等により、食糧の消費構造を高度化して農畜産物の国内需要を拡大するように努めなければならない。

2　国は、農畜産物につき海外市場の開拓及び拡張を図る等により、農畜産物の輸出を振興するため必要な措置を講じなければならない。

（輸入制限等）

第十六条　国は、わが国農業の発展に資するため、国内産農畜産物と競合する外国産農畜産物について、関税の適正化、輸入制限、その他必要な措置を講じなければならない。

（需給と流通の合理化）

第十七条　国は、農畜産物の需給と流通の合理化を図るため、農畜産物の生産と出荷を計画的に行なうための指導及び助成の措置を講ずるとともに、農業協同組合による共販事業を促進し、その加工、貯蔵、市場等の事業を助成しなければならない。

（市場の整備等）

第十八条　国は、農畜産物の取引の適正化を図るため、公営の卸売市場を整備拡充する措置を講じ、特に必要がある場合においては、農畜産物の市場を国営とし、又は国の管理の下に置くことができる。

第七章　農業用資材等の確保

（農業用資材等の確保）

第十九条　国は、化学肥料、農薬、農機具等の農業用資材、家畜飼料、農業用動力等につき、その生産と流通を規制し、農民に対して安価な供給を確保しなければならない。

第二十条　国は、前条に規定する農業用資材、家畜飼料、農業用動力等の安価な供給を確保するため特に必要がある場合には、それらの生産、輸入、財売等の事業を国営とし、又は国の管理の下に置くことができる。

第八章　農業災害対策

（災害防除対策）

第二十一条　国は、災害による農用地、農業用施設及び農畜産物の被害に対する恒久的な防除対策を講じなければならない。

（災害復旧及び災害補償）

第二十二条　国は、その責任において、災害による農用地及び農業用施設の被害については、その復旧を行なうとともに、災害による農業に関する損失については、これが完全に補償されるよう充分な措置を講じなければならない。

第九章　農民の権利の擁護と地位の向上

第二十三条　国は、農民の自主的組織を育成強化し、その団結権、団体交渉権等の権利を保障するための法制を整備し、もつて農民の地位の向上に努めなければならない。

第十章　農村の生活文化の向上

第二十四条　国は、農村の生活改善及び農村生活の集団化並びに交通、通信、水道等の公共施設及び文教、保健、社会保障の諸施設の整備を図り、すみやかに農村と都市との生活文化水準の格差を解消するように努めなければならない。

2　国は、農業における過重労働の軽減並びに農村における婦人の家事労働の軽減及び婦人の地位の向上を図るため必要な措置を講じなければならない。

第十一章　農業行政機構の整備改善

第二十五条　国は、農業行政機構を整備改善してこの法律に基づいて講ぜられるべき諸施策の円滑な遂行を確保しなければならない。

第十二章　農政審議会

（設置）

第二十六条　総理府に、附属機関として、農政審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第二十七条　審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、内閣総理大臣及び関係各大臣の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を内閣総理大臣及び関係各大臣に建議することができる。

（組織）

第二十八条　審議会は、委員二十人以内で組織する。

2　委員は、農民を代表する者及び農業、財政又は経済に関し学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命する。

3　委員は、非常勤とする。

（資料の提出等の要求）

第二十九条　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は農政に関し調査若しくは研究を行なう団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第三十条　審議会の庶務は、農林大臣官房において処理するものとする。

（委任規定）

第三十一条　この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　農業基本法（昭和三十六年法律第百二十七号）は、廃止する。

3　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第十九号を同条第二十号とし、同条第十八号の次に次の一号を加える。

十九　農政審議会に関する事務（庶務を除く。）を行なうこと。

第十五条第一項の表中農政審議会の項を次のように改める。

農政審議会	農業基本法（昭和三十七年法律第　号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

4　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十五号の二の次に次の一号を加える。

十五の三　農業基本法（昭和三十七年法律第　号）第三条の規定による農業基本計画及び同法第四条の規定による農業年度計画を樹立し、同法第五条の規定による報告書を作成し、その他同法の施行に関する事務を管理すること。

農業近代化促進法案

農業近代化促進法

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　農業近代化計画等（第二条―第十条）
第三章　農業サービスセンター及び農業講習施設（第十一条―第十三条）
第四章　農業機械ステーション（第十四条）
第五章　試験研究に関する措置（第十五条―第十八条）
第六章　補助及び融資（第十九条・第二十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、農業の近代化を促進するため、農用地の開発及び土地条件の整備、農業経営の共同化、機械化及び有畜地、農業技術の改良、農畜産物の流通の合理化等を図るために必要な措置を講じ、もつて農業生産力の増大と農民所得の向上とに寄与することを目的とする。

第二章　農業近代化計画等

（農業近代化地区の設置）

第二条　都道府県は、条例で、その区域を農業に関し自然的経済的社会的条件を勘案して数区域に分け、その各区域に農業近代化地区を設ける。

（農業近代化計画）

第三条　都道府県知事は、国の農業基本計画（農業基本法（昭和三十七年法律第　号）第三条の農業基本計画をいう。）に即し、当該都道府県の農業の近代化を促進するための計画（以下「農業近代化計画」という。）を作成し、農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2　都道府県知事は、農業近代化計画を、農業近代化地区別に、当該地区に農業近代化協議会がある場合にはその意見をきいて、作成しなければならない。

3　農業近代化計画は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

一　農地及び採草放牧地の造成、改良及び集団化並びに水の利用に関する事項

二　農業経営の共同化、機械化及び有畜化に関する事項

三　農畜産物の生産及び流通の合理化に関する事項

四　農畜産加工業及び農業関連産業の振興に関する事項

五　農業就業人口の配置に関する事項

六　農業についての教育訓練に関する事項

七　その他農業の近代化に関し必要な事項

4　都道府県知事は、農業近代化計画につき第一項の規定により農林大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（農業近代化計画の変更）

第四条　都道府県知事は、農業近代化計画を定める基礎となつた事情が著しく変更したときは、農業近代化計画を定める場合の例により、その定めた農業近代化計画を変更することができる。

（農業近代化協議会）

第五条　都道府県の条例で定めるところにより、農業近代化地区に係る農業サービスセンターの長、市町村長、農業委員会の会長並びに土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会及びこれらの者以外の農民団体その他の団体の代表者並びに農業に関し学識経験のある者は、当該地区につき一個の農業近代化協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会は、当該地区の農業の近代化に関する事務の連絡調整及び農業近代化計画の推進を行なうとともに、当該地区の農業の近代化に関し関係行政庁に意見を申し出ることができる。

（農林大臣の助言）

第六条　都道府県知事は、農林大臣に対し、農業近代化計画の作成及び実施につき、必要な助言を求めることができる。

（農業経営の共同化のための助言等）

第七条　都道府県知事は、農業近代化計画に基づく農業経営の共同化を促進するため、それぞれの農業近代化地区の自然的経済的条件に適応した農業経営の共同化の類型を設定し、これに基づき、当該地区内の農民に対し必要な助言と指導を行なうものとする。

（農業近代化モデル地区及びモデル共同経営）

第八条　都道府県知事は、農業の近代化に資するため、都道府県農業会議の意見をきき、農業近代化地区の区域の全部若しくは一部を農業近代化モデル地区として指定し、又は特定の共同組織による農業経営をモデル共同経営として指定し、当該地区の農業の近代化又は当該共同組織の農業経営の近代化を重点的に推進することができる。

2　都道府県知事は、前項の規定により農業近代化モデル地区又はモデル共同経営を指定したときは、遅滞なく、農林省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

（市町村等の協力）

第九条　市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合及び農業共同組合連合会は、関係のある農業近代化地区に係る農業近代化

計画の実施その他当該地区における農業経営の近代化の推進について協力しなければならない。

（国有農地等の売渡しに関する措置）

第十条　農林大臣又は都道府県知事は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による同法第三十六条第一項に規定する農地若しくは採草牧放地又は同法第六十一条各号に掲げる土地等（農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）第六条第一項の規定により農地法第四十四条第一項の規定によつて買収したものとみなされる土地等を含む。）の売渡しに当たつては、農業経営の共同化に資するよう特別の配慮をしなければならない。

第三章　農業サービスセンター及び農業講習施設

（農業サービスセンター）

第十一条　都道府県は、農業経営の近代化及び農民生活の改善を促進するため、農業近代化地区ごとに、農業サービスセンターを設置するものとする。

2　農業サービスセンターは、次の各号に掲げる業務を行なう。

一　農業に関する技術の普及指導

二　農業経営の調査及び診断

三　農業経営の共同化、機械化及び有畜化に関する指導

四　農畜産物の加工、貯蔵及び販売に関する指導

五　農民生活の改善に関する指導

六　農業用機械の農業を営む者に対する貸付け

七　農業経営の共同化、機械化及び有畜化に必要な資金の融通のあつせん

3　農業サービスセンターが前項第一号から第五号までに掲げる業務を行なうには、農業専門技術員又は農業改良普及員の巡回指導、農場展示、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の方法によるものとする。

4　農業サービスセンターの名称、位置及び組織は、条例で定める。

（農業専門技術員及び農業改良普及員）

第十二条　農業サービスセンターに、農業専門技術員及び農業改良普及員を置く。

2　農業専門技術員は、農業に関する試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について、調査研究するとともに、農業改良普及員を指導し、及び直接農民に接して前条第二項第一号から第五号までに掲げる業務に従事する。

3　農業改良普及員は、直接農民に接して前条第二項第一号から第五号までに掲げる業務に従事する。

4　政令で定める資格を有する者でなければ、農業専門技術員又は農業改良普及員に任用されることができない。

（農業講習施設）

第十三条　都道府県知事は、農業経営の近代化及び農民生活の改善を促進するため、短期の農業講習施設を定期的に設けて、農民の農業又は農民生活に関する知識及び技能の向上を図らなければならない。

第四章　農業機械ステーション

（農業機械ステーションの設置）

第十四条　国は、都道府県ごとに、農業機械ステーションを置く。

2　農業機械ステーションは、農業土木建設機械及び農業用機械の都道府県、市町村等に対する貸付け並びにこれらの機械の使用に関する指導及び修理の業務を行なう。

3　農業機械ステーションは、前項の業務のほか、ヘリコプターを備え、都道府県知事、市町村長等の求めに応じ、これを使用して農薬、肥料又は種子を散布する業務を行なうことができる。

4　農業機械ステーションの名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

第五章　試験研究に関する措置

（農林大臣の任務）

第十五条　農林大臣は、農業に関する試験研究の成果を高めるため、農業に関する試験研究機関に対し、その行なう試験研究の重複反覆をなくする等その能率的な試験研究が確保されるよう必要な助言と助力とを与えなければならない。

（農林省の試験研究機関の協力）

第十六条　都道府県の試験研究機関は、この法律の目的を達成するために行なう試験研究に関し、農林省の試験研究機関に対して必要な助言と協力とを求めることができる。

（研究成果の活用）

第十七条　農林大臣及び都道府県知事は、国又は都道府県の農業に関する試験研究機関における試験研究の結果を公表し、及びその成果を普及指導して、これを活用させるように努めなければならない。

（農業改良研究員）

第十八条　都道府県は、第十一条第二項第一号から第五号までに掲げる業務に必要な試験研究を推進するため、その農業に関する試験研究機関に農業改良研究員を置くものとする。

2　農業改良研究員は、農業に関する地方的事情と必要性とを考慮して前項の試験研究を行なうものとする。

3　政令で定める資格を有する者でなければ、農業改良研究員に任用されることができない。

第六章　補助及び融資

（国の補助）

第十九条　国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる経費を補助することができる。

一　都道府県が農業近代化計画を作成するのに要する経費の二分の一

二　都道府県が農業近代化計画に基づいて行なう事業（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業を除く。）に要する経費（第四号の経費を除く。）の二分の一（当該事業で政令で定めるものに要する経費については、その全部）

三　都道府県が都道府県以外の者に対し農業近代化計画に基づいて行なう事業に要する経費の二分の一を下らない割合の補助をする場合におけるその補助に要する経費（次号の経費を除き、また、二分の一をこえて補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費とする。）の全部

四　都道府県が農業近代化モデル地区又はモデル共同経営につき、農業の近代化を推進するのに要する経費の三分の二

五　農業サービスセンターの設置及び運営に要する経費の三分の二

六　農業に関する試験研究機関の設置及び運営に要する経費の三分の二

（農業経営近代化資金の貸付け）

第二十条　農林漁業金融公庫は、農業生産組合その他農民が農業に関する生産、加工又は販売の事業を共同して行なうための組織で農林省令で定めるものに対し、政令で定めるところにより、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項第七号又は第八号に掲げる資金で農業経営の近代化のため特に必要なものとして農林大臣が指定するものを、利率は年三分五厘以内、その据置期間は五年以内、その還償期限（据置期間を含む。）は三十年以内で貸し付けることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（農業改良助長法の廃止）

2　農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）は、廃止する。

3　この法律施行の際、廃止前の農業改良助長法による農業改良研究員、専門技術員又は改良普及員である者は、それぞれこの法律による農業改良研究員、農業専門技術員又は農業改良普及員となる。

（農林漁業金融公庫法の適用についての措置）

4　この法律の規定により農林漁業金融公庫が行なう資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項及び第三十条第二項第一号の規定の適用については、同法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは「農業近代化促進法（昭和三十七年法律第　号）」と、同法第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「農業近代化促進法」とする。

（農林省設置法の一部改正）

5　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十六号を次のように改める。

三十六　農業近代化促進法（昭和三十七年法律第　号）に基づき都道府県の農業近代化計画を承認し、及び都道府県に対し補助金を交付すること。

第十条第八号を次のように改める。

八　農業近代化促進法に基づき都道府県の農業近代化計画を承認し、及び都道府県に対し補助金を交付すること。（他の局の所掌に属することを除く。）

第四十条を次のように改める。

（農業機械ステーション）

第四十条　農地事務局の附属機関として、農業機械ステーションを置く。

2　農業機械ステーションについては、農業近代化促進法の定めるところによる。

（土地改良法の一部改正）

6　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「（第九十条第四項又は第九十一条第一項後段の規定により徴収される金銭を含む。）」を削る。

第九十条から第九十二条までを次のように改める。

第九十条から第九十二条まで　削除

第百二十六条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「国は、」の下に「前項の場合を除くほか、」を加え、同項を同条第二項とし、同条に同条第一項として次のように加える。

国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、都道府県営土地改良事業に要する費用の全部を補助する。

7　この法律の施行前に施行した国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業に要する費用に関しては、なお従前の例による。

（特定土地改良工事特別会計法の一部改正）

8　特定土地改良工事特別会計法（昭和三十二年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条、第六条第一項及び第十四条第三項中「法第九十条」を「農業近代化促進法（昭和三十七年法律第　号）附則第七項」に改める。

（愛知用水公団法の一部改正）

9　愛知用水公団法（昭和三十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第八号、同条第五項第四号及び第二十条第二項第四号中「及びその負担割合」を削る。

第二十四条から第二十八条までを次のように改める。

第二十四条から第二十八条まで　削除

第二十九条中「土地改良法」の下に「（昭和二十四年法律第百九十五号）」を加える。

第三十九条中「経費の一部を補助することができる」を「経費の全部を補助する」に改める。

10　この法律の施行前に、愛知用水公団が施行した愛知用水公団法第十八条第一項第一号から第三号までに掲げる事業及び同法第十八条の二の規定により愛知用水公団の事業となつた事業で愛知用水公団が施行したものに要する費用に関しては、なお従前の例による。

11　農林漁業金融公庫法の一部を次のように改正する。

第二十四条の次に次の三条を加える。

（債券の発行）

第二十四条の二　公庫は、農林漁業債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　公庫は、前項の規定により債券を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

3　第一項の規定による債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5　公庫は、主務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7　前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第二十四条の三　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、債券の元本の償還及び利息の支払いについて保証することができる。

（債券に係る利子補給）

第二十四条の四　政府は、毎年度、公庫に対し、公庫が前年度に支払つた又は支払うべき債券の利息の総額を債券の利率で除して得た額に、債券の利率から年三分五厘の利率を控除した利率の範囲内で政令で定める率を乗じて得た額に相当する金額を交付する。

（公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正）

12　公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「北海道東北開発債券」を「農林漁業債券、北海道東北開発債券」に改め、同条第三項中「（住宅金融公庫及び中小企業信用保険公庫の場合に限る。）」の下に「農林漁業金融公庫にあつては農林漁業債券、」を加える。

農業生産組合法案

農業生産組合法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　事業（第七条）
第三章　組合員（第八条―第十七条）

第四章　管理（第十八条―第三十七条）
第五章　設立（第三十八条―第四十四条）
第六章　解散及び清算（第四十五条―第五十四条）
第七章　監督（第五十五条―第五十九条）
第八章　指導及び助成（第六十条・第六十一条）
第九章　罰則（第六十二条―第六十五条）
附則

第一章　総則

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、農民の経済的地位の向上を図るため、農民が相互扶助の精神に基づき共同して農業を行なうための組織について規定するものとする。

（定義）

第二条　この法律において「農民」とは、自ら農業を営み、又は農業に従事する個人をいう。

2　この法律において「農業」とは、耕作、養畜又は養蚕の業務（これに附帯する業務を含む。）をいう。

3　この法律において「農業生産組合」とは、農業を行なうことを目的としてこの法律に基づき設立した社団をいう。

（名称）

第三条　農業生産組合（以下「組合」という。）は、その名称中に農業生産組合という文字を用いなければならない。

2　組合でない者は、その名称中に農業生産組合という文字を用いてはならない。

（人格及び住所）

第四条　組合は、法人とする。

2　組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（免税）

第五条　組合の所得のうち組合の事業に従事した割合に応じて組合（当該組合の組合員に対し、俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）が配当した剰余金の金額に相当するものについては、当該組合には、租税を課さない。

（登記）

第六条　組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二章　事業

（事業）

第七条　組合員は、農業を行なうものとする。

第三章　組合員

（組合員の資格）

第八条　組合員たる資格を有する者は、当該組合の住所のある市町村の区域内に住所を有する農民であつて定款で定めるものとする。

（組合員の義務等）

第九条　組合員は、当該組合の営む事業に常時従事しなければならない。

2　組合の営む事業に常時従事する者の三分の二以上は、組合員又はその世帯員（住居及び生計を一にする親族をいう。）でなければならない。

（出資）

第十条　組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2　出資一口の金額は、均一でなければならない。

3　組合員の責任は、その出資額を限度とする。

4　組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて組合に対抗することができない。

（持分の譲渡し）

第十一条　組合員は、定款で定めるところにより、組合の承認を受けて、他の組合員又は当該組合の組合員たる資格を有する者にその持分を譲り渡すことができる。

2　持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

3　組合員は、持分を共有することができない。

（議決権及び選挙権）

第十二条　組合員は、各一個の議決権及び役員の選挙権を有する。

2　前項の議決権又は選挙権は、書面又は代理人をもつてこれを行使することができない。

（加入）

第十三条　組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、定款で定めるところにより、組合の承認を受けなければならない。

2　死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前項の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になつたものとみなす。この場合において相続人たる組合員は、被相続人の持分について死亡した組合員の権利義務を承継する。

3　死亡した組合員の相続人が数人あるときは、出資一口以上を相続した相続人に限り、前項の規定を適用する。

（脱退）

第十四条　組合員は、六十日前までに予告し、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2　前項における予告期間は、定款でこれを延長することができる。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

3　組合員は、次の理由によつて脱退する。

一　組合員たる資格の喪失
二　死亡
三　除名

4　除名は、次の各号の一に該当する組合員につき、総会の議決によつてこれをすることができる。ただし、除名した組合員にその旨を通知しなければこれをもつてその組合員に対抗することができない。

一　長期間にわたつて組合の事業に従事しない組合員
二　出資の払込みその他組合に対する義務を怠つた組合員
三　その他定款で定める理由に該当する組合員

（持分の払戻し）

第十五条　組合員は、脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

2　前項の持分は、脱退した事業年度の終りにおける当該組合の財産によつて定める。

3　第一項の規定による請求権は、脱退の時から二年間これを行なわないときは、時効によつて消滅する。

4　脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、その持分の払戻しを停止することができる。

（出資口数の減少）

第十六条　組合員は、定款で定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2　前項の場合には、前条第一項から第三項までの規定を準用する。

（組合員の所得に対する課税）

第十七条　組合員が組合の行なう事業に従事したことによつて受ける所得のうち、組合が組合員以外の者であつて組合の行なう事業に従事するものに対して支払う俸給、給料、賃金、賞与、退職給与その他これらの性質を有する給与と同一の基準によつて受けるものは、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用については、給与所得又は退職所得とする。

第四章　管理

（定款に記載すべき事項）

第十八条　組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一　事業
二　名称
三　事務所の所在地

四　組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する事項
五　出資一口の金額及びその払込みの方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度
六　組合員の脱退の場合における持分の払戻し及び組合の解散の場合における組合財産の処分に関する事項
七　組合の事業に従事する者に対する給与の支給に関する事項
八　剰余金の処分及び損失の処理に関する事項
九　準備金の額及びその積立ての方法
十　役員の定数、職務の分担及び選挙に関する事項
十一　事業年度
十二　公告の方法

2　組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期を定めたときはその時期を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を記載しなければならない。

3　農林大臣は、模範定款例を定めることができる。

（規約で定める事項）

第十九条　次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、これを規約で定めることができる。

一　総会に関する事項
二　業務の執行及び会計に関する事項
三　役員に関する事項
四　組合員に関する事項
五　その他必要な事項

（役員）

第二十条　組合に、役員として理事及び監事を置く。

2　役員は、定款で定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

3　役員の選挙は、無記名投票によつて行なう。

4　投票は、一人につき一票とする。

5　定款によつて定めた投票方法による選挙の結果投票の多数を得た者をもつて当選人とする。

6　役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の役員の任期は、一年をこえない期間内で、創立総会において定める期間とする。

（役員の兼職禁止）

第二十一条　監事は、理事と兼ねてはならない。

（理事の自己契約等の禁止）

第二十二条　組合が理事と契約をするときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。

（総会の招集）

第二十三条　理事は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2　理事は、必要があるときは、定款で定めるところにより、何時でも、臨時総会を招集することができる。

3　組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

4　理事の職務を行なう者がないとき、又は前項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

（組合員に対する通知等）

第二十四条　組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所）にあてればよい。

2　前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

3　総会招集の通知は、その会議の目的たる事項を示してこれをしなければならない。

（定款その他の書類の備付け及び閲覧）

第二十五条　理事は、定款、規約、組合員名簿及び総会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　組合員名簿には、各組合員について、次の事項を記載しなければならない。

一　氏名及び住所
二　出資口数及び出資各口の取得の年月日
三　払込済出資額及びその払込みの年月日
四　加入の年月日

3　組合員及び組合の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧）

第二十六条　理事は、通常総会の会日の七日前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　組合員及び組合の債権者は、前項の書類の閲覧を求めることができる。

3　第一項の書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

（役員の改選の請求）

第二十七条　組合員は、総組合員の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員の改選を請求することができる。

2　前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にこれをしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約の違反を理由として改選を請求する場合は、この限りでない。

3　第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してこれをしなければならない。

4　第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、定款で定める期間内に、これを総会の議に附さなければならない。

5　第三項の規定による書面の提出があつたときは、理事は、総会の会日の七日前までに、当該請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

6　第一項の規定による請求につき第四項の総会において総組合員の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

（役員に関する民法の準用）

第二十八条　役員には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項（法人の損害賠償）、第五十二条第二項（理事の業務執行）、第五十三条から第五十六条まで（理事の代表権等）及び第五十九条（監事の職務）の規定を準用する。

（総会の議決事項）

第二十九条　次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更
二　規約の設定、変更及び廃止
三　毎事業年度の事業計画の設定及び変更
四　事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び損失処理案
五　毎事業年度内における借入金の最高限度
六　農業協同組合への加入及び農業協同組合からの脱退
七　その他定款で定める事項

2　定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　前項の認可については、第四十条第二項、第四十一条及び第四十二条の規定を準用する。

（総会の議事）

第三十条　総会の議事は、第二十七条第六項に規定する場合のほか、総組合員（次条において準用する民法第六十六条の規定により表決権を有しない組合員を除く。）の三分の二以上の多数によるのでなければこれを決することができない。

2　議長は、総会において、その都度これを選任する。

（総会に関する民法の準用）

第三十一条　総会には、民法第六十四条（総会の決議事項）及び第六十六条（表決権のない場合）の規定を準用する。この場合において、第六十四条中「第六十二条」とあるのは「農業生産組合法第二十四条第三項」と読み替えるものとする。

（出資一口の金額の減少）

第三十二条　組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から十四日以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2　組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3　前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

第三十三条　債権者が前条第二項の一定期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2　債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社又は信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

3　出資一口の金額の減少については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百八十条（株式会社の資本減少の無効の訴）の規定を準用する。

（準備金）

第三十四条　組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2　前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3　第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、これを取りくずしてはならない。

（剰余金の配当）

第三十五条　組合は、損失をてん補し、前条第一項の準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2　剰余金の配当は、定款で定めるところにより、年五分をこえない範囲内において、払い込んだ出資額の割合に応じてこれをし、なお剰余があるときは、組合員が組合の事業に従事した程度に応じてこれをしなければならない。

第三十六条　組合は、定款で定めるところにより、組合員が出資の払込みを終わるまでは、組合員に配当する剰余金をその払込みに充てることができる。

（組合の持分取得の禁止）

第三十七条　組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第五章　設立

（発起人）

第三十八条　組合を設立するには、七人以上の農民が発起人となることを必要とする。

（創立総会）

第三十九条　発起人は、定款を作成し、これを事業計画その他設立に必要な事項とともに創立総会の議に附さなければならない。

2　創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者であつて発起人に対し設立の同意を申し出たものの全員が自ら出席し、その議決権の三分の二以上でこれを決する。

3　創立総会には、第十二条第一項及び民法第六十六条の規定を準用する。

（設立の認可の申請）

第四十条　発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2　発起人は、行政庁の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

（設立の認可）

第四十一条　行政庁は、前条第一項の認可の申請があつたときは、設立の手続若しくは定款若しくは事業計画の内容が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分に違反する場合又はその組合が事業を行なうに必要な経済的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められる場合を除いては、設立の認可をしなければならない。

第四十二条　第四十条第一項の認可の申請があつたときは、行政庁は、申請書を受理した日から三十日以内に、発起人に対し、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

2　行政庁が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に設立の認可があつたものとみなす。この場合には、発起人は、行政庁に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

3　行政庁が第四十条第二項の規定により報告書の提出の要求を発したときは、その日からその報告書が行政庁に到達するまでの期間は、これを第一項の期間に算入しない。

4　行政庁は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

5　発起人が不認可の取消しを求める訴を提起した場合において、裁判所がその取消しの判決をしたときは、その判決確定の日に設立の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

（理事への事務引渡）

第四十三条　設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事に引き渡さなければならない。

2　組合の理事は、前項の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

3　現物出資者は、第一回の払込みの期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合成立の後にこれをすることを妨げない。

（成立の時期）

第四十四条　組合は、設立の登記をすることによつて成立する。

第六章　解散及び清算

（解散の理由）

第四十五条　組合は、次の理由によつて解散する。

一　総会の決議

二　組合の合併

三　組合の破産

四　存立時期の満了

五　第五十七条第二項の規定による解散の命令

2　解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　前項の認可の申請があつた場合には、第四十条第二項、第四十一条及び第四十二条の規定を準用する。

4　第一項の理由によるほか、組合は、その組合員が七人未満になり、そのなつた日から引き続き六月間その組合員が七人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。

5　組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（合併の手続）

第四十六条　組合が合併しようとするときは、総会において合併を議決しなければならない。

2　合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　前項の認可の申請があつた場合には、第四十条第二項、第四十一条及び第四十二条の規定を準用する。

4　組合の合併には、第三十二条及び第三十三条の規定を準用する。

第四十七条　合併によつて組合を設立するには、各組合の総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2　前項の規定による役員の任期は、最初の通常総会の日までとする。

（合併の時期）

第四十八条　組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、第六条の規定により登記をすることによつてその効力を生ずる。

（合併による権利義務の承継）

第四十九条　合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務（当該組合がその行なう事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

（清算人）

第五十条　組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

（清算事務）

第五十一条　清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第五十二条　清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を処分することができない。

第五十三条　清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第五十四条　組合の解散及び清算には、民法第七十三条（清算法人）、第七十五条（裁判所による清算人の選任）、第七十六条（清算人の解任）及び第七十八条から第八十三条まで（清算人の職務権限等）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項（管轄裁判所）、第三十六条（検査人の選任）、第三十七条ノ二（清算人、検査人の報酬）、第百三十五条ノ二十五第二項、第三項（裁判所の意見聴取等）及び第百三十七条（清算人の選任・解任の裁判）の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは「農業生産組合法第五十条」と読み替えるものとする。

2　前項において準用する民法第七十五条の規定により裁判所が選任する清算人については、非訟事件手続法第百三十八条（清算人の欠格）の規定を準用する。

第七章　監督

（業務又は財産状況の報告徴収）

第五十五条　行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約を遵守させるために必要があると認めるときは、組合からその業務又は財産の状況に関し報告を徴することができる。

（業務又は会計状況の検査）

第五十六条　組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反する疑いがあると認めるときは、何時でも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

2　行政庁は、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反する疑いがあると認めるときは、何時でも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

（法令等の違反に対する措置）

第五十七条　行政庁は、第五十五条の規定による報告を徴した場合又は前条の規定による検査を行なつた場合において、当該組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反すると認めるときは、当該組合に対し、必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

2　組合が、この法律の規定に基づいて行なうことのできる事業以外の事業を行なつたとき若しくは前項の規定による命令に従わなかつたとき又は第九条の規定に違反があるときは、行政庁は、当該組合の解散を命ずることができる。

（議決、選挙又は当選の取消し）

第五十八条　組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、総会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から三十日以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、行政庁は、その違反事実があると認めるときは、当該議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

2　前項の規定は、創立総会の場合に準用する。

（監督行政庁）

第五十九条　この法律における行政庁は、都道府県知事とする。

第八章　指導及び助成

（指導）

第六十条　都道府県知事は、組合の設立及びその業務の運営に関し必要な指導を行なうものとする。

（助成）

第六十一条　都道府県は、組合に対し、必要な農機具の貸付けその他の助成をし、又は必要な資金の融通についてのあつせんをすることができる。

2　国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、前項の助成に要する経費の一部を補助するものとする。

第九章　罰則

第六十二条　組合の役員が、いかなる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

3　第一項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には、これを適用しない。

第六十三条　第五十五条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十六条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二千円以下の罰金に処する。

2　組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合に対して同項の罰金刑を科する。ただし、組合の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その組合については、この限りでない。

第六十四条　次の場合には、組合の役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定に基づいて組合が行なうことができる事業以外の事業を営んだとき。

二　第六条の規定に基づく政令による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

三　第二十一条の規定に違反したとき。

四　第二十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反したとき。

五　第二十五条又は第二十六条の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

六　第二十七条第五項の規定に違反したとき。

七　第三十二条又は第三十三条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第四十六条第四項において準用する第三十二条若しくは第三十三条第二項の規定に違反して合併をしたとき。

八　第三十四条又は第三十五条の規定に違反したとき。

九　第三十七条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十　第四十五条第五項の規定に違反して届出をしなかつたとき。

十一　第五十一条又は第五十三条の書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十二　第五十二条の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

十三　第五十四条において準用する民法第七十九条第一項（債権申出の公告）又は同法第八十一条第一項（清算中の破算）に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十四　第五十四条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

十五　第五十四条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破算宣告の請求を怠つたとき。

第六十五条　第三条第二項の規定に違反した者は、千円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（組合の構成の暫定措置）

2　当分の間、政令で定める場合には、第三十八条及び第四十五条第四項の規定の適用については、これらの規定中「七人」とあるのは「二人」とする。

（農地法の一部改正）

3　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「個人」の下に「又は農業生産組合」を加える。

第三条第二項第三号中「権利を取得しようとする者」の下に「（農業生産組合を除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二　第二号に掲げる権利を取得しようとする農業生産組合が耕作の事業に供すべき農地の面積が、その取得の結果、その取得しようとする権利に係る土地のある都道府県について前号に規定する別表で定める面積に当該農業生産組合の組合員の属する世帯の数を乗じて得た面積をこえることとなる場合

第三条第二項第四号中「権利を取得しようとする者」の下に「（農業生産組合を除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二　第二号に掲げる権利を取得しようとする農業生産組合が耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積が、その取得の結果、その取得しようとする権利に係る土地のある都道府県について前号に規定する別表で定める面積に当該農業生産組合の組合員の属する世帯の数を乗じて得た面積をこえることとなる場合

第三条第二項第五号中「権利を取得しようとする者」の下に「（農業生産組合を除く。）」を、「違しない場合」の下に「（農業生産組合に対して自ら又はその世帯員が同号に掲げる権利を移転し又は設定したその組合員（当該組合員であつた者で脱退後三箇月を経過しないもの及び死亡により脱退した当該組合員であつた者の死亡の時における世帯員で当該脱退後三箇月を経過しない者を含む。）又はその世帯員がその農業生産組合から同号に掲げる権利を取得する場合を除く。）」を加える。

第三条第二項第六号中、「一時貸し付けようとする場合」を「一時貸し付けようとする場合及びその土地の所有者がその所属する農業生産組合（その土地の所有者の世帯員が所属する農業生産組合を含む。）にこれらの権利を設定しようとする場合」に改める。

第三条第二項第七号中、「一時貸し付けようとする場合」を「一時貸し付けようとする場合及びその土地の小作農がその所属する農業生産組合（その土地の小作農の世帯員が所属する農業生産組合を含む。）に貸し付け又は質入れしようとする場合」に改める。

第六条第一項中「国以外の者」の下に「（農業生産組合を除く。）」を加え、同条第六項中「次条」を「第七条」に改め、同条に次の三項を加える。

7　第一項の規定の適用については、農業生産組合の組合員又はその世帯員がその組合員の住所のある市町村の区域の外にあるその所有する農地又は採草放牧地につき当該農業生産組合に対し地上権、永小作権、賃借権、使用貸借による権利、質権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定した場合における当該小作地又は小作採草放牧地は、これをその組合員の住所のある市町村の区域内にある小作地又は小作採草放牧地とみなす。

8　第一項第二号の規定の適用については、農業生産組合の組合員又はその世帯員がその所有する農地又は採草放牧地につき当該農業生産組合に対し前項に掲げる権利を設定した場合における当該小作地又は小作採草放牧地の面積は、その所有者又は世帯員の所有面積に算入しない。

9　農業生産組合の組合員及びその世帯員のいずれもが当該農業生産組合の組合員でなくなつた場合において、その組合員であつた者又はその世帯員が所有する小作地又は小作採草放牧地で、その農業生産組合がその所有者からその組合員でなくなる以前に設定を受けた期間の定めがある第七項に掲げる権利に係るものについての前二項の規定の適用については、その所有者相続人を含む。）は、当該権利の残存期間に限り、その農業生産組合の組合員とみなす。

第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二　農業生産組合は、小作地又は小作採草放牧地を所有してはならない。

第七条第一項各号列記以外の部分中「前条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第八条第一項各号列記以外の部分中「前二条」を「前三条」に改め、同項第二号中「第六条第一項第一号」の下に「又は第六条の二」を加え、「同項第二号」を「第六条第一項第二号」に改め、「第六号に掲げるもの」の下に「並びに農業生産組合の組合員又はその世帯員が当該農業生産組合に対し第六条第七項に掲げる権利を設定したもの」を加える。

第九条第一項中「第六条第一項第一号」の下に「又は第六条の二」を加え、「小作採草放牧地につき」に、「同項第二号」を「第六条第一項第二号」に、「相当するものを」を「相当するものにつき」に、「他の者に譲渡しないとき」を「、所有権を譲渡しないとき（農業生産組合の組合員及びその世帯員のいずれもが当該農業生産組合の組合員でなくなつたため第六条第一項の規定により所有してはならないこととなつた小作地又は小作採草放牧地にあつては、省令で定めるところにより、所有権を譲渡し、地上権、永小作権若しくは質権を消滅させ、使用貸借の解除をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知をし、又はその他の使用及び収益を目的とする権利を消滅させないとき）」に改め、「第三条第一項」の下に「又は第二十条第一項」を加える。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二　農業生産組合の組合員又はその世帯員がその所有する第三条第二項第六号に規定する農地又は採草放牧地につき当該農業生産組合に対し第六条第七項に掲げる権利を設定した場合において、当該農業生産組合が解散（合併による解散を除く。）したとき、又は当該組合員及びその世帯員のいずれもが当該農業生産組合の組合員でなくなつたときは、国が当該小作地又は小作採草放牧地を買収する。

2　農業委員会は、前項の規定による買収をすべき小作地又は小作採草放牧地があると認めたときは、次に掲げる事項を公示し、かつ、公示の日の翌日から起算して一箇月間、その事務所で、これらの事項を記載した書類を縦覧に供しなければならない。この場合には、第八条第二項の規定を準用する。

一　その小作地又は小作採草放牧地の所有者の氏名及び住所

二　その小作地又は小作採草放牧地の所在、地番、地目及び面積

三　その他必要な事項

3　前項の規定により公示された小作地又は小作採草放牧地の所有者が、その公示に係る小作地又は小作採草放牧地につき、第九条第一項本文に規定する期間内に、省令で定めるところにより、地上権、永小作権若しくは質権を消滅させ、使用貸借の解除をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、若しくは賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知をし、又はその他の使用及び収益を目的とする権利を消滅させたときは、当該小作地又は小作採草放牧地については、国は、第一項の規定による買収をしない。当該期間内に第二十条第一項の規定による許可の申請があり、その期間経過後までこれに対する処分がないときも、不許可の処分があるまでは、同様とする。

4　第十条から第十四条までの規定は、第一項の規定による買収をする場合に準用する。

第十七条中「第十五条第二項」の下に「、第十五条の二第四項」を加える。

第二十条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　貸借人である農業生産組合が解散（合併による解散を除く。）した場合又は賃借人である農業生産組合の組合員となつている賃貸人及びその世帯員のいずれもが当該農業生産組合の組合員でなくなつた場合

第二十条の次に次の一条を加える。

第二十条の二　農地又は採草放牧地の賃借人がその所属する農業生産組合（その世帯員が所属する農業生産組合を含む。）に対してする当該農地又は採草放牧地の賃借権の譲渡又は当該農地又は採草放牧地の転貸については、当該農地又は採草放牧地の所有者の承諾を要しない。組合員から農地又は採草放牧地の賃借権を譲り受けた農業生産組合が当該譲り渡した者に対してする当該農地又は採草放牧地の賃借権の譲渡についても、同様とする。

第三十六条第一項各号列記以外の部分中「若しくは第十五条第一項」を「、第十五条第一項若しくは第十五条の二第一項」に改める。

第七十八条第一項中「第十五条第一項、」の下に「第十五条の二第一項、」を加える。

第八十五条第一項第二号中「第十五条第二項」の下に「、第十五条の二第四項」を加える。

第八十七条第一項中「若しくは第十五条」を「、第十五条若しくは第十五条の二」に改める。

（農業協同組合法の一部改正）

4　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号中「農民の組織する団体」の下に「（農業生産組合を除く。）」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　農業生産組合

第十二条第二項第二号中「協同組織体」の下に「（農業生産組合を除く。）」を加える。

第十六条第一項中「第十二条第一項第二号乃至第四号」を「第十二条第一項第三号乃至第五号」に改める。

第三十条第十項中「以下本条において同じ。）」の下に「又は組合員たる農業生産組合の理事」を加え、「又は設立の同意を申し出た組合の組合員」を「、農業生産組合の理事又は組合の組合員」に改める。

第五十五条中「農民」の下に「又は農業生産組合」を加える。

第五十七条第一項中「農民」の下に「、農業生産組合の理事」を加える。

第六十六条第一項中「法人たる組合員を除く。）」の下に「、組合員たる農業生産組合の役員」を加える。

第六十六条第二項中「法人でないものを含む。）」の下に「又は組合員たる農業生産組合の役員」を加える。

（土地改良法の一部改正）

5　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「組合員」の下に「（組合員たる農業生産組合の理事を含む。）」を加える。

第二十三条第三項中「執行中の者を除く。）」の下に「及び農業生産組合員たる組合員」を加える。

第八十二条第二項中「議員」の下に「（議員たる農業生産組合の理事を含む。）」を加える。

第百十条第二項中「及び第十五条」を「、第十五条及び第十五条の二」に改める。

第百四十条第一項中「総代」の下に「（農業生産組合を除き、総代たる農業生産組合の理事を含む。以下本条において同じ。）」を、「議員」の下に「（農業生産組合を除き、議員たる農業生産組合の理事を含む。以下本条において同じ。）」を加える。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

6　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　農業生産組合の組合員（前号に掲げる者を除く。）

第十条第三項ただし書中「第八条第一項第二号」の下に「及び第三号」を加える。

（農業改良資金助成法の一部改正）

7　農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「その者が団体である場合」を「その者が団体（農業生産組合を除く。以下第十六条において同じ。）である場合」に改める。

（果樹農業振興特別措置法の一部改正）

8　果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　農業生産組合たる果樹農業者

（農業漁業団体職員共済組合法の一部改正）

9　農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

十一　農業生産組合法（昭和三十七年法律第　号）

（法人税法の一部改正）

10　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第七項中「農業協同組合連合会、」の下に「農業生産組合（当該組合の事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）、」を加える。

（地方税法の一部改正）

11　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十二第四項第一号中「農業協同組合連合会」の下に「、農業生産組合（当該組合の事業に従事する組合員に対し、俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）」を加える。

（租税特別措置法の一部改正）

12　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の次に次の一条を加える。

（農業生産組合の事業用機械等の特別償却）

第四十九条の二　青色申告書を提出する農業生産組合（法人税法第九条第七項の規定の適用を受けない農業生産組合を除く。）が、設立後五年以内にその事業の用に供する機械その他の設備のうち政令で定めるもの（以下この項において「事業用機械等」という。）でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は事業用機械等を製作して、これを当該農業生産組合の事業の用に供した組合には、その用に供した日以後三年以内の日を含む各事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該事業用機械等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、その用に供した日以後三年間を限り、これらの規定により計算される当該事業用機械等の償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）の百分の百五十に相当する金額（その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額）とする。

2　第四十三条第六項及び第四十六条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第四十六条第二項中「五年」とあるのは「三年」と読み替えるものとする。

昭和三十七年二月十七日印刷　昭和三十七年二月十九日発行　参議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局